

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております

## 2426号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955  
発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697 <http://www.zck.or.jp>



梅の香

### もくじ

情 随 情 政 活 政

報 想 報 策 動 策

- 地方制度調査会が意見交換会を開催(広島県・新潟県).....(2)
- 山本会長が厚生労働大臣と意見交換(全国町村会).....(7)
- 徹底した行革と歳出の見直しを要請(平成十五年年度財政課長内かん).....(9)
- カプセルNOW&NEW.....(22)
- おたまじゃくしに魅せられて.....(23)
- 政策リーダー.....(24)
- ..... 滋賀県高島町長 萬木綱一

●写真募集●  
本誌表紙に掲載の写真を募集しています。  
四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)なお、採否は当方に一任願います。  
送り先: 全国町村会・広報部

### 閑話休題

信州の小さな里山の斜面に一町歩あまりの農地を買ったのが十二年前。多くの人の協力を得て農園は順調に発展し、移住と同時に植えたブドウの樹からは上質のワインができるようになった。これを機会に、さらにぶどう畑を拡大し、これまで近くのワイン工場に委託していた醸造作業を、自前のワイナリーでやりたいと思うようになり、現在その準備を進めている。

他のどの土地にもない、そこにだけ存在する、そこへ行かなければ出会えない、という、その地域に独自の価値を見つげることができれば、どんなに国際的な競争が激しくても、たとえ人々の価値観や流行が変化しても、その地域は変わらぬベースで生きていけるに違いない。

### 小さなワイナリーが目指すもの

エッセイスト・画家

玉村豊男

他のどの土地にもない、そこにだけ存在する、そこへ行かなければ出会えない、という、その地域に独自の価値を見つげることができれば、どんなに国際的な競争が激しくても、たとえ人々の価値観や流行が変化しても、その地域は変わらぬベースで生きていけるに違いない。

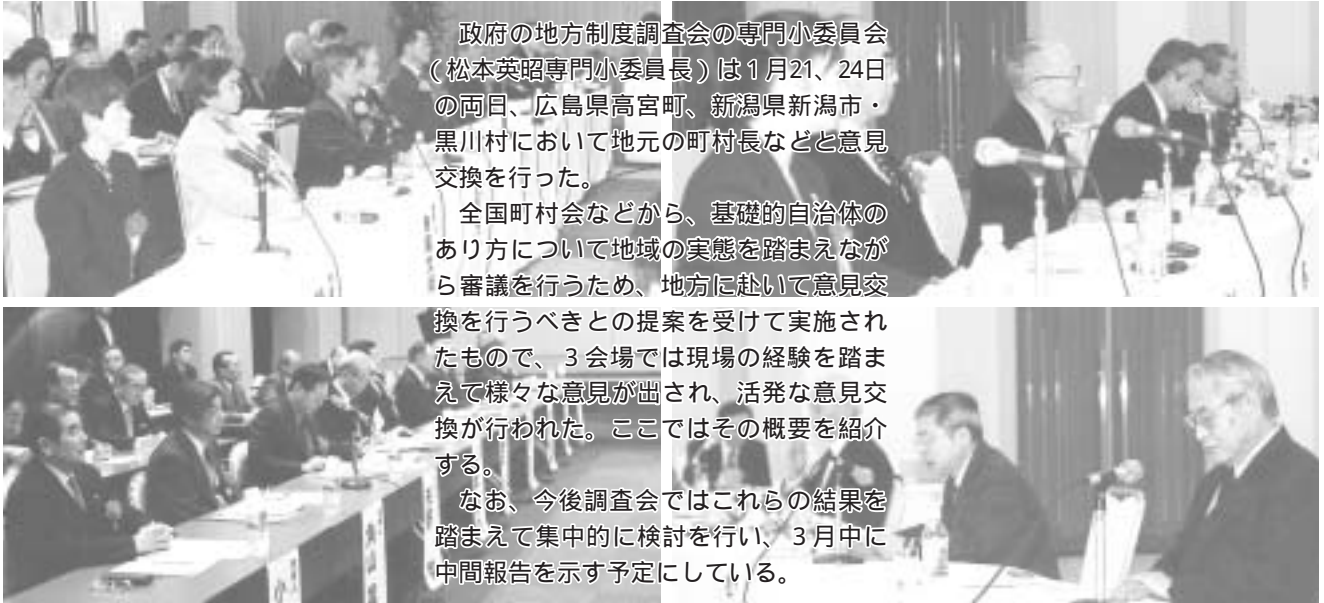
日本の酒税法では、果実酒の製造免許を新規に取得するには最低六千リットルの生産が義務づけられている。ワインのボトルにして八千本である。それだけの製造設備を整えるには相当な額の出費が必要だが、農業関係の制度融資と、友人知人からファンDを募るなどして、なんとか個人で小さなワイナリーを立ち上げられそうなのが見ついた。

生産コストや初期投資を考えると、ワイン造りは決して儲かる商売ではない.....どころか、安価な製品を大

中心にさまざまな情報を発信することで、なんとか日本のひとつの小さな地域が自活して行く方法を模索したいと願っている。

## 広島県・新潟県

## 地方制度調査会が意見交換会を開催



政府の地方制度調査会の専門小委員会（松本英昭専門小委員長）は1月21、24日の両日、広島県高宮町、新潟県新潟市・黒川村において地元の町村長などと意見交換を行った。

全国町村会などから、基礎的自治体のあり方について地域の実態を踏まえながら審議を行うため、地方に赴いて意見交換を行うべきとの提案を受けて実施されたもので、3会場では現場の経験を踏まえて様々な意見が出され、活発な意見交換が行われた。ここではその概要を紹介する。

なお、今後調査会ではこれらの結果を踏まえて集中的に検討を行い、3月中旬に中間報告を示す予定にしている。

## 広島県高宮町

— 参考人意見陳述 —

今井参考人（甲田町長）

（広域行政取り組みの経緯）

高田郡六町では消防、ゴミ、し尿など行政課題ことの一部分務組合で対応してきたが介護保険制度等を契機に広域行政組合を設立した。その後保険者として広域で全てをトータルでやるべきとの考えから安芸高田広域連合を設立し、農業振興、高齢者福祉、障害者福祉など広域化したほうが効率的なものを広域連合で取り組んできた。

国が合併支援に集中してきたこともあり、現在の高田郡の財政状況を踏まえると広域連合だけでは住民サービスを担保することができないことから、合併に方向転換した。早くから広域行政に取り組んできたことが合併の準備がスムーズに進んできた基盤になっている。

（基礎的自治体のあり方）

住民に身近なサービスは身近にある市町村がやるのが自治の原点。現に町村は身近なサービスをやっており、規模が小さくても基礎的な自治体と位置づけるべきである。

地方分権推進法ができて、身近なものは市町村でというのであれば先に分権のプログラムを作ったそれに沿って市町村も受け皿としての体制整備するのが本来の手順だ。実際には合併だけが先に来てしまい、その弊害が出てきている。今からでも遅くないので地方分権のプログラムを

作るべき。合併しか体制整備の手法がないというのはいびつである。選択肢を増やす取り組みをしてほしい。

広域行政を事前にやっている合併も容易になるだろうが、面積が広大で一つの行政体になるのが無理な場合は広域連合などをもっと活用する方法を考えるべきではないか。

（税財政）

合併しても財政がきちんと担保される必要がある。現在の財政の歳入と歳出のアンバランスはいびつであり、国税と地方税の見直しは必要であり、税源の移譲が今後積極的に推進されるべきだ。

中山間地域は環境保全や水源涵養など公的な役割を果たしているが、課税客体が乏しい。きちんと財源保障がなされるべきであり、交付税制度はより拡充してほしい。

（合併特例債）

合併特例債には様々な制約があるが、当事者である市町村のもっと自由な判断で起債を認めてほしい。

地域コミュニティを作るために合併特例債を使って基金の造成ができることになっているが、現下の低金利では果実は期待できない。何ヶ年計画かで基金の取り崩しができ、地域コミュニティを育成できるように配慮してほしい。

辻駒参考人（川根振興協議会会長）

昭和四十七年の洪水をきっかけに旧村の川根村で振興協議会を作り、夢の持てるまちづくりをしてきた。できれば今の枠組みで行きたいが

政 策

時代の流れで合併するのであれば自分たちが今まで行ってきたことを高田郡全体に広めていきたい。

まちづくり支援のため、専門職を置くなど今の支所機能の充実が必要。職員は削減するのではなく、むしろ充実させるべきだ。

熊高参考人(高宮町議会議長)

(合併と住民自治組織)

行財政を効率化するための合併というのにはある意味でやむを得ないが、周辺部が寂れるという不安がある。幸いこの地域では住民自治組織がしっかりと根付いており、今後新市全域にこの自治組織の活動を充実させて広めていく必要がある。とりわけ新市の旧町単位におかれる支所機能は自治の窓口として自治組織と密接な関係が必要になる。

地域の首農や一人暮らしの方の生活支援など生活全てを支援できるNPO組織の立ち上げを考えたが、NPOの法律に制約があった。中山間地の実態をもっと理解し、地域の立場で考えればそれに見合った新しい形のNPOなり他の組織を作ることができるのではないかと。

地域審議会は当地区では設置しない方向で検討している。現在ある住民自治組織を基盤に条例に基づきまちづくり委員会を作り、住民と行政の協働を基調とするまちづくりをした方がいいという判断だ。国においても画一的な地域審議会という形だけでなく、地域の特性に合った協議の場が法に基づいて作れるよう検討

してほしい。  
(議会と住民自治)

新市・安芸高田市のように住民自治が活発になれば議会もこれまで違った役割を果たす必要がある。積極的に情報収集能力を高め、地域のアドバイザー的な役割を担い、行政の施策に対しては対案を出せるだけの政策形成能力を身につけることが必要である。

寺尾参考人(社会福祉法人ひとはい理事)

郡内六町では各町二、三〇名しか障害者がおらず単独では具体的な計画が立てようもないが、郡全体では二百名程度あり、ある程度の具体性が望めるので行政と当事者・福祉関係者の意向が一致し、高田郡六町で障害者プランを策定する方向に向かった。その結果、六町で市町村障害者生活支援事業の実施を含め多くの具体的な施策を実現することができた。今後は地域づくりの一翼を担わなければと自覚が生まれ、その点では広域で策定したメリットがあった。

児玉参考人(高宮町長)

(合併について)

全国的にもキラリと光るまちづくりを行っているのはコミュニティがあつてまとまりのいい一万人以下の町だ。時代の趨勢で合併を選択せざるを得ないというのが実情である。

高田郡は広島市に接しており、交流も多いが、大きくなるのが本場に住民のためになるとは思えない。

一二〇万の中に埋もれるよりも三万五千で自治を確立し、互いに助け合つて地域を作っていきたい。それが本場のまちづくりではないかと。

(住民自治組織について)

合併後は三二議会のような地域審議会を作らず、住民と行政が一緒に汗を流すまちづくり委員会を条例で作ろうと判断した。

(交付税制度)

税源が移譲されても課税客体がない。交付税については制度は変わってもどうしても残してほしい。

(将来について)

第二次の合併がどのようなかは先の話だが、大きければいいという問題ではない。できればこの三万五千でやっていきたい。

現下の状況は経済効率一辺倒であるが、国土の七割を占め、国を支えているのは我々である。今後も地方の生の声を聞いて実態を汲み取ってほしい。

意見交換  
西尾副会長

広域連合の所掌事務は介護保険以外にあるのか。高田郡障害者プランは広域連合でやっているのか。

今井参考人(甲田町長)

将来的に障害者福祉は対象者数も少ないので単独でやるのは無理であるという判断から、プランづくりの段階から広域連合で行った。最初支援費制度は広域連合ということになつていなかったが、広域連合が受け

皿になれるようにしていただいた。

西尾副会長

地域審議会は置かないという話だが、それは旧六町単位につくるのか。それとも現在ある振興協議会のようにいくつもつくるのか。

熊高参考人(高宮町議会議長)

それぞれの地域で振興会を組織し、旧町単位でその連合会組織を作り、その代表がまちづくり委員会で議論するということを考えている。

西尾副会長

六町で合併するためにハード面で重要だが合併特例債の要件から外れてしまっている事業とは何か。

今井参考人(甲田町長)

一番困るのは継続事業である。現在継続中のものを速やかに完結させることは新市の建設のためには有利になる。その辺についてもっと幅広く対象にしていきたい。

篠原総務省市町村課理事

合併特例債は市町村建設計画に載っている事業が対象であり、継続事業は対象になりにくい。一旦区切りをつけて新しい市として役に立つのだと位置づけていただければ、柔軟に対応したいと考えている。

寺尾参考人(社会福祉法人ひとはい理事)

交付税そのものが減る一方な時

に、市町村障害者生活支援事業が地方交付税に一括されてしまうと、使途が限定されないのでなくなっていく恐れがある。数値目標を達成するために補助金は必要だと考えるがどうだろうか。

**松本専門小委員長**

一般的には一般財源が好ましいが、交付税で算定されていて基準がはつきりしているものについては、正確な財源は確保されているので、それぞれの市町村で議論していくべきことだろう。

**西尾副会長**

分権委員会時代から長年定着したものは一般財源化しようと言ってきた。急速に整備する必要がある場合に予め期間を定めて集中的に補助することに意味があり、障害者生活支援事業についても、定着したものが集中的に整備しなければならぬのかという判断の問題になるだろう。

**今井参考人(甲田町長)**

小規模市町村の取り扱いについて、垂直補完、水平補完ということが言われているが、本来的には広域連合によって補完すべきであり、広域連合制度をもう少し拡充すべきである。

**熊高参考人(高宮町議会議長)**

中山間地域の生産活動や生活は本来非効率なものである。高田郡で合併しても農業が産業の基盤であることは変わらない。非効率な地域

をどのように支えていくのかという議論をしてほしい。

**松本専門小委員長**

一定の体制を整えるた上でなおコストが高くなる場合、一般財源の制度の議論に反映していくことは必要なことだろう。

**新潟県新潟市**

—参考人意見陳述—

**小林参考人(津南町長)**

西尾私案について「銃声一発で水鳥が一斉に飛び立った」と言われているが、津南町民は合併しないことを選択した。住民自らがそういう判断を下した場合はその判断を尊重すべきであり、一万以下の自治権を剥奪するということは容認できない。

**矢野参考人(安塚町長)**

小規模自治体は能力がないと言われるが、今の制度そのものに欠陥があるからそう見られてしまう。行政の効率について、住民に身近な行政があるということが行政の効率につながるのではない。住民に身近な行政をどうするのかということのほうが優先順位としては先ではないだろうか。

小さな町村においては分権されているという実感が全くないが、そういう実態の中で小規模町村をどうするかという議論がされていることに違和感を覚える。

税財源の論議については、交付税

制度は必要だと考えているが、将来の道筋が分からない。道筋を早く決めたらうと合併についても住民と身近な議論ができる。

地域審議会について、合併論議の中では今の法制度だけでは解決しない点が多い。委員の公選制など権限強化の方向で考えていただきたい。

開かれた地域を作る必要があり、国際性豊かな人材育成の近道が中山間地域にあると思う。

**塚田参考人(名立町長)**

合併は分権時代にふさわしい自己責任の下で判断されるべきだが、交付税の大幅削減や合併しない町村には窓口業務しか認めないなどといった話はこれらの原則に逆行するものである。人口規模の大小を基礎的自治体とする現行制度を変えるべきではない。農山村が国土保全・創造に果たす役割は重要である。

合併に一概には反対しない。税財源移譲を含め将来の地方行政制度はこうだと示していただいていたら理解も深まっただろう。

当町は合併に向けて努力しているが、この合併を町の将来像を描く節目と捉え、そのための計画づくりを始めたところである。町村がその役割を果たすことは国の反映にもつながる。誇りを持って生き抜こうとしている農山漁村の人々の将来展望を奪い取ることは許されない。

**金子参考人(月潟町長)**

交付税制度は全ての国民が一定水

準のサービスを受けることができるためにあるものであり、私たちは都市に比べて過剰な社会資本の整備をしているわけではない。

月潟村は新潟市を中心に政令市を目指して検討している。政令市の指定までの期間をはつきりと示してほしい。

小規模町村の取り扱いについて非常に厳しい私案が示されているが、今年の夏を目途に三位一体の改革がまとめられることになっており、これらを見極めた上で合併の判断をできるように配慮してほしい。

多数の市町村で合併すると中心部の意向が強くなってしまふので、地域審議会については設置義務という形で配慮してほしい。

**小田参考人(畑野町長)**

佐渡島では力をつけるために一島一市に向けて協議を進めている。人口減が著しく活力が低下している。島の基幹産業である観光についても停滞。

合併に際しては市町村建設計画の下で、一体性や均衡ある発展をどのように組み立てるかが大きな課題であると考えている。

**山本参考人(湯沢町議会議長)**

森林等の管理は災害防止等の観点から大切なことであり、中山間地での役割を果たしているのが山村の住民であり、その内容は人口のみで判断すべきことではない。

地方が大きな財政赤字を背負って

政 策

しまったのは景気対策で単独事業を奨励されるなど無理な国策を強制されてきたことが原因。

人口が少なくても住民との協働により立派に自治を実践しているのに、一万人未満の町村を切り捨てて基礎的自治体から解消することは町村自治の否定である。分権の基本となる税源移譲を実現させ、地方が自身をもって自立できるような案を示してほしい。

意見交換—  
西尾副会長

特別法の期限切れ後、一定期間合併推進運動を展開し、その後一定人口以下の団体が残った場合は事務配分特例方式か内部団体移行方式か自動的に決まるようになっていく。自動合併、強制合併であると調査会の内外から批判を受けており、この点については私案がそのまま調査会の中間報告や答申なりになることはないのではないかと、何らかの形で妥当なものに修正されていくと思っている。

合併しないところはそれで結構だが、周辺市町村に受け入れてもらえず合併したくてもできないところは県の最終的な判断で周辺市町村に受け入れを強制するような道筋を立てておくことも必要だと考えている。

個人的には事務配分特例方式よりも自治体の中に自治体を作るといった内部団体移行方式に強く執念を燃やしている。地域審議会は意見の集約機能しかなく、ある範囲のことは自己決定・自己責任で行う自治の領域

をきちんと認めた方がいいのではないか。現在各地でそういう方式も認めてくれたらやりやすいという声が上がっている。私案のこの点は評判がいいので実現していくのではないかと。ただそれぞれ地域の事情があるので国の法令で細かく仕組みを決めずに極力しぼらない簡単な規定にしたい。ところが合併協議の中では中心市の意向が強くなり、周辺部の町村の意向が認められる保証がない。その時これだけは確保してほしいという声を認めていこうとする。国の法令の規定は細かくなってしまう、矛盾が生じてしまう。それらをどう解決するかがこれからの課題であろう。

尾崎委員

国民等しく一定水準のサービスを受けることを強調すると分権の否定になるのではないかと。都市も農村部と違った問題を抱えており、環境と無関係に一定水準に拘らないほうがいいのではないかと。

金子参考人(月潟村長)

地方分権時代においては方法論は地方独自の判断に任せていただくことになっているが、財源は都市に偏在することを考慮して一定のものを保障すべきと考えている。交付税はそのための大きな財源である。

小林参考人(津南町長)

身の丈に合った自治を行いたいのだが、補助金では使い道が縛られてしまう。三位一体の改革を進めた上

で、合併なりの議論をすればいいのだが今は全く逆で合併さえすれば効率化できると言っばかりで他は何も示されていない。

矢野参考人(安塚町長)

地域コミュニティについては具体案を早く示してほしい。合併協議の中で早くも遅れをとってしまう。

松本専門小委員長

三月中を目途に中間報告を出す予定にしているのですがその内容に注目してほしい。その後それを受けた政府がどの時点でどう対応するかということになるだろう。

新潟県黒川村

参考人意見陳述—

五十嵐参考人(水原町長)

西尾私案に特に異論はない。現在二町二村で合併の作業中だが、人口がかなり違うが対等合併というのが他の地域と違う点である。温度差等もあり事務レベルでも対等はなかなか難しいが、なんとしても合併を成就させる努力をしていきたい。

鬼嶋参考人(紫雲寺町長)

合併は時代の要請と捉え、県の案に基づいて七市町村で合併の議論をしている。

新発田市を中心とした広域市町村圏で様々な分野でスムーズに運営してきたが、介護保険制度の安定経営には二〇万人以上が必要と言われている。

いる。七市町村で一五万人強しかおらず、これを分散させずできるだけ一本化したいと思っていたが、とまどいもあり、限られた数で協議をしている。

西尾私案について、明治、昭和の合併に続いて、分権時代の今回もまたそれぞれの責任において議論する場が失われてしまつと心配している。現状でいけるといふところはその判断に任せてその責任の中で住民自治をやらねばいいのではないかと。

村山参考人(湯沢町長)

本来自治とは住民の顔が見え、きめこまかな行政サービスが行われるべきもの。湯沢町は観光に従事する住民が八割を占めるなど周辺町村とは産業構造が異なり、新市の中心部からも離れてしまつたため合併しないこととした。

ゴミ、消防、福祉などで広域連合を組織し、順調にすすんでいる。今後は広域連合の仕組みをより使いやすくする方向で議論していただきたい。

熟慮を重ねた上で合併しないことにした町村を悪者のように見るべきでない。湯沢町の判断こそ分権時代にふさわしい自己決定・自己責任の姿である。全ての市町村を基礎的自治体と捉える現行制度を変えるべきでなく、小規模町村という区分は不要である。事務権限を縮小し解消する方向でなく、事務権限は幅広く認め、その中で市町村が主体的に地域の実情に応じて選択でき、また広域連合や事務委託の仕組みもより使い

やすくする方向で今後の市町村のあり方を検討すべきである。

**伊藤参考人(黒川村長)**

合併を強制的に行うことには反対する。今より良くなるのか悪くなるのかということが合併の最大のポイントだろう。昭和三十年合併の時の条件整備が終わっていないところが多い。合併したところとしていないところで差があり、これらが合併の阻害要因になっている。それらを考えるとき大きいところがいいことだとは言えない。住民の意志が十分反映できるかどうかが大切なことである。

合併しなかったところを差別するようなことがあってはならず、国がそのタブーを破れば過去にない暴挙である。

分権推進法で国、県、市町村は対等であると言われており、合併を強制すると国に対する信頼が失われてしまうだろう。合併はあくまで自主合併であり、住民の意志によって進められるものである。

——意見交換——

**西尾副会長**

明治の合併では小学校設置のため五〇〇戸が、昭和の合併では新制中学校設置のため人口八千人が目標として示されたが、現在の合併では目標が示されていない。地方制度調査会に小規模町村をどうするか考えろと言われても小規模町村の定義がどこにもない。ある日突然あなたのごころは小規模町村だからこうしなさい

いと言われても誰も納得しないだろう。それならば平成十七年三月以降、今度は最小人口目標を示して再考を促す期間を設けるべきではないか。努力目標として最小人口を示してもう一度考えていただくこともやってはいけないことだろうか。

**伊藤参考人(黒川村長)**

当該町村が現状で努力しているという時に数字を示すことはおかしなことだ。それぞれの町村が現状で努力する判断をしたのならそれでいい。今までやってきた経過を踏まえてそれぞれの町村が自主的に決めて進めていくべきものだ。

**村山参考人(湯沢町長)**

湯沢町は今人口九千人だが、私案が発表された時、湯沢町もいずれ強制的に編入されるのかと大騒ぎになり、とても容認できないと思った。自分たちで努力してあらゆる行政サービスを責任持ってやるんだと選択したらそれは認めていただきたい。小さくてもいいから我々は輝ける自治体でいくなだというのであれば、人口一万人以下であっても認めていくのが自治の原点であろうと考えている。

**鬼嶋参考人(紫雲寺町長)**

国の姿をどうするのかということが最初にあってほしかった。国と地方の関係をどうするのか示しておくべきであったが、権限や財源の割り振りがはっきりしないまま今日まで

きてしまった。補助金制度も交付税制度も当然変わっていくがざるを得ないだろうが、それらの姿がはっきりしてくるとそれぞれの自治体が自主と判断できるだろう。

**松本専門小委員長**

湯沢町での住民アンケートの結果五〇・九%が合併に反対とのことだが、仮に将来もう一度アンケートをやつて逆の結果が出たらどうするか。

**村山参考人(湯沢町長)**

少なくとも現時点において住民が真剣に考えた結果が五〇・九%という数字である。また自ら考えてうまくいきそうにないと考えたならば、将来的には合併した方がいいという結論が出る可能性はある。

旧自治省は広域行政には広域連合がいいと提唱し、湯沢町などでは環境衛生、消防、福祉などで広域連合を設けた。広域連合をよしとした経緯があるのならば広域連合を認めてしかるべきではないか。

**松本専門小委員長**

合併には意志の形成が単一でやれる点にメリットがあり、地域を一体的に眺めるとどうしても合併した方がいいという判断が出てくることもあろうが、合併があれば広域連合が意味をなさないということではないだろう。

**鬼嶋参考人(紫雲寺町長)**

NPOなど非営利団体を税制面も含めて体系化しようという動きがあ

るようだが、地域の中で責任を伴った議論をでき、それが基礎的自治体の中できちんと反映させることができる仕組みを考えることが重要だ。

**西尾副会長**

私案の中の内部団体移行方式で旧町村を基礎的自治体の中の小さな自治体として残る道を残しておくべきだと言っているし、もう少し小さなコミュニティ単位で住民自治組織を確立していく道を開くべきだと提言しており、この点はかなり具体化していくと思っている。その場合旧町村単位なのかそれとも昭和合併の時の単位なのか、明治の時なのか、全国でもいろいろな考え方があり、どれでも可能なように制度を作りたい。法人格が邪魔になるケースもあるだろうから全てが法人格を持つ必要はない。同様に課税権を持つ場合と持たない場合、代表機関を公職選挙法に従って選ぶ場合ともっと柔軟な場合というふうには、いろいろ選べるようにするにはどう制度を作りたいかというのがこれからの課題である。

**五十嵐参考人(水原町長)**

当地域で合併すると人口四万八千人になるが、その規模であと何年やっていけるか心配している。

**松本専門小委員長**

個人的には、人口が五万あれば更に再編するという時代がそう近くに来るとは思わない。

## 活 動

# 山本会長が坂口厚生労働大臣と意見交換

## - 医療制度改革について -

坂口厚生労働大臣は1月20日、昨年12月に示した医療保険制度の体系の在り方に関する厚生労働省試案について、全国町村会の山本会長（福岡県添田町長）と意見交換を行った。



山本会長（右）と谷合事務総長

今年度末の基本方針の策定に向けて関係団体と意見交換を行ったもので、この中で山本会長は、国民健康保険を県単位に一元化すると試案について、全国町村会がかねてから主張してきたことが反映されており評価できるとするとともに、高齢者医療については、独立方式では新たな負担により国保財政が耐えられないため、リスク構造調整方式が望ましいと述べた。



坂口大臣（右）と鴨下副大臣

山本会長の意見陳述と意見交換の概要は次のとおり。

### 山本会長意見陳述

私も以前から医療保険制度の一本化を主張しており、その立場から試案を読むと、意見が一〇〇％反映されているとは言わないが、一元化という表現でまとめられており、非常に高く評価している。

私は社会保障審議会医療保険部会にも国保側の委員として、国保の改善なくして日本の医療の安定はないとその都度申し上げてまいった。保険制度は国保、政管健保、組合健保等に分立しているが、この中で最も財政状況が苦しく保険料を多く徴収しているのが市町村国保だ。

法定外の負担を約三、五〇〇億円投入しているにも関わらず、一、八〇〇億円以上の赤字を抱え、これに法定分の負担を含めると莫大な金額になる。この財政状況を考えると、国保は破綻していると言える。国保の救済なくして日本の医療の存続はあり得ない。

なぜ国保が他の被用者保険に比して苦しいのかというと、制度創設時からの事情がある。国保は国民皆保険制度を築くために設けられたことは周知だろうが、昭和四十年代には自営業が二五・四％、農林水産業が四二・一％、無職が

六・六％を占めていたにも関わらず、平成十二年度には自営業が一八・三％、農林水産業が五・五％、無職が四九・五％、平成二十七年には自営業が二〇・九％、農林水産業が二・五％、無職が五七・一％まで農林水産業が衰退し、無職が増加するという予測がたっている。定年退職者が年々増加しており、この方達が皆国保に加入するという状態である。このようなことを勘案すると、同じ医療を享受するのに保険料に格差が生じていること自体がおかしな問題であり解消する必要がある。そして保険者が市町村になっていること自体にも問題がある。

また、地域格差が発時点からあったわけだが、時代の流れとともに富裕な市町村とそうでない市町村との格差がより大きくなってしまっているというのが実態であり、平成十二年度で一、七二二億円の赤字保険者を中心三、五〇〇億円もの一般会計からの繰り入れには耐えられないというのが実態である。負担が可能なのは今年が限界ではないだろうか。かなりの保険者が破綻するという状況が考えられるので早急に救済のシナリオを設ける必要がある。

厚生労働省でもこのような国保

## 活 動

の現状を理解していただき、若干だが助成制度を設けていただいたりして、何とか平成十四年度まで持続してきたという状態であり、保険者を市町村にしたことが原因と考えられる。先ほど述べたように、昔は時代背景から市町村が保険者になるのが最善であったが、今は医療費の状況も西高東低であり、全国でまとめて一本化し運営をするというのもよいが、あまりにも医療費の格差があるのだから、県単位に保険料を設定するのが最善だと思う。保険料の低い地域が、あまり極端に高くなってしまつのは逆に不公平とも考えられるのではないだろうか。県単位での保険料の操作を行うべきだ。更に全国的な連合体を作ることによって、財政的にも安定しうる体力を付けることが出来る。したがって財政上の問題とリスクも減少していく。できれば県一本にまとめあげ、それを連合の形で全国一本化にまとめあげるようにするべきである。

試案は「一本化」と「一元化」という言葉が異なるだけであり、今回の試案ではその点も十分に配慮されていると理解している。

高齢者医療については、独立方式(B案)とリスク構造調整方式(A案)の二案が示されているが、

大臣が主張されているリスク構造調整方式(A案)の方が望ましいと考えている。もし、独立保険方式を採用された場合の国保の財政影響を見ると、六、〇〇〇億円もの新たな負担が増えること示されている。現状でさえ約三、五〇〇億円もの一般会計繰り入れを行っていても、八〇〇億円以上の赤字が生じているというのに、更に国保の保険者がそんなに負担できるわけがない。その点についても十分な配慮をお願いしたい。

ぜひとも国保の県単位の一本化と全国的な連合化の実施をお願いする。そして高齢者医療については、独立保険方式ではなく、リスク構造調整方式で対応して下さるようお願いする。

## 意見交換

## ◆坂口厚生労働大臣

国保の苦しい情勢については存じている。

例えば、保険者を都道府県単位とした時に一体誰が保険者になるのかという問題がある。大阪や東京のような大都市も一つにするのか、それとも二つに分割するのか。また、市町村国保の厳しい状況を知っておきながら、はたして県が「任せておけ」と引き受けて

くれるだろうかという問題もある。

現実的には、市町村全体で一つの新たな団体を設置し、そこが運営せざるをえないのではないかとと思う。しかし、いずれにしても保険料徴収についてはなかなか簡単にはいかないだろう。市町村にお手伝いいただくようになると思うが、そうなった時にはお手伝いいただけるか。

## ◆山本会長

私の福岡県では七二の市町村が集まって介護保険で広域連合を組んでいる。保険料については、一応広域連合で徴収をしている。しかし、国保に上乗せ徴収されるものだから、通知等は広域連合が行うものの結局は市町村に依存する形となっている。県は国保の苦しさを知っているからこそ、引き受けはしないだろう。そこで地方自治体の公的な団体を新たに作り、代行するのがよいのではないだろうか。しかし、今の広域連合の制度は決して十分なものではなく、改正の必要がある。そして県も広域連合に加入し一本化に近づけることができるのではないだろうか。

市町村による県単位での公的な団体を作り一本化をする。更に全国的な連合組織を作り全国で一本

にすべきだ。そうすることにより、情報のやり取りが可能となるので、医療そのものに対する皆さんの知識が高まること、健康とか病気とかの意識が高まるという効果が現れると思う。

広域連合の制度を改正して、実施しやすい広域連合を構築すべきだ。

## ◆鴨下副大臣

高齢者医療と介護についてだが、介護と高齢者医療の相互乗り入れ的な状況についてどのようにお考えか。

例えば、出来るだけ高齢者医療費を減らすために介護に集中させるべきだとか。

## ◆山本会長

問題として療養型病床群が挙げられる。これは介護でも医療でも、どちらにも該当するようになっている。区分けを明確にするべきであり、基本的には全て医療保険の適用とすべきだ。そもそも、介護は医療のサポーター的な位置づけなのか、それとも介護で主役になるのか、現状では曖昧だ。



## 政 策

## 徹底した行革と歳出の見直しを要請

## 平成十五年度財政課長内かん

総務省は一月二十日、平成十五年度の地方財政の見直しや地方団体における財政運営上の留意点を盛り込んだ「財政課長内かん」を各都道府県に通知した。

内かんは平成十五年度の地方財政の見直しについて、引き続き大幅な財源不足の状況にあり、地方財政の借入金残高は平成十五年度末には一九九兆円に達する見込みとなっているが、今後、その償還負担の一層の増加が見込まれるところであり、これにより将来の財政運営が圧迫されることが懸念されるとしており、地方団体においては、地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務であるとした。このため、明年度の予算編成にあたっては、財政の健全性の確保に留意しつつ、それぞれの地域経済の状況にかんがみ、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、循環型社会の構築・地球環境問題への対応、少子・高齢化対策等の地域の課題に重点的に取り組み、住民福祉の向上に努めるべきであると強調した。特に財政構造が悪化している団体においては、必要に応じて財政健全化計画を策定するよう要請している。

財政課長内かんの内容(国の予算、地方公営企業などは省略)は、次のとおり。

## 予算編成の基本的考え方

平成十四年度の我が国経済については、年初来の輸出の増加や生産の持ち直しの動き等により、景気に一部持ち直しの動きが見られるものの、年後半にかけて米国経済への先行き懸念や株価低迷の影響等が最終需要の下押し要因となり、年度後半はほぼ横ばいで推移することが見込まれる。政府は、経済社会の活性化を通じた民間需要主導の本格的な回

復軌道に乗せるため、「基本方針二〇〇二」を策定した。それ以降、平

成十四年十月には、金融・経済情勢の不確実性の高まりを踏まえ、日本経済再生のための政策強化とし、「改革加速のための総合対応策」をとりまとめ、さらに平成十四年十二月には、この総合対応策を補完・強化する「改革加速プログラム」を策定するとともに、平成十四年度補正予算を編成したところである。「平成十五年度の経済見直しと経済財政運

営の基本的態度」によれば、今後、これらをはじめ、税制改革における減税等を含め政府・日本銀行一体となった政策の効果が発現し、更に、平成十五年度前半には世界経済も徐々に回復していくことが見込まれることなどから、不良債権処理加速に伴う影響等はあるものの、企業部門も緩やかに回復し、我が国経済は民需中心の緩やかな回復へと次第に向かっていくことが期待されている。

そうした中で、明年度の地方財政は、平成十四年度に引き続き大幅な財源不足の状況にあり、地方財政の借入金残高は平成十五年度末には一九九兆円に達する見込みとなっているが、今後、その償還負担の一層の増加が見込まれるところであり、これにより将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されている。

現下の極めて厳しい地方財政の状況、国・地方を通ずる財政構造改革の必要性を踏まえると、引き続き、地方団体においては、地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、国・地方を通じ、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務である。

平成十五年度の予算編成に当たっては、このような現状を踏まえ、財政の健全性の確保に留意しつつ、それぞれの地域経済の状況にかんがみ、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、循環型社会の構築・地球環境問題への対応、少子・高齢化対策等の地域の課題に重点的に取り組み、住民福祉の向上に努めるべきである。

1 平成十五年度の国内総生産の成長率は、名目マイナス〇・二％程度、実質〇・六％程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられるので、経済動向を十分踏まえて適切な財政運営を行うよう配慮されたい。

2 地方分権や住民ニーズの高度化・多様化等に適切に対処するため、地方団体が徹底した行政改革に取り組むことが強く期待されている。

各地方団体においては、行政改革の計画的な取組を推進するとともに、独自の工夫を加えつつ、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託の推進など行政運営全般にわたる改革を引き続き積極的に進められたい。特に民間委託等の推進については、「総合規制改革会議」の「規制改革の推進に関する第二次答申 経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革」に関する対処方針について(平成十四年十二月十七日閣議決定)などを踏まえ、各地方団体において、更に積極的かつ計画的に取り組

まれたい。なお、地方団体の先進的な取組事例については、総務省のホームページ等により、適宜、紹介するので参考とされたい。

また、行政改革を進める際、数値目標を設定するなど、できる限り行政改革の目標を具体的なものとするとともに、行政改革の目標や進捗状況等を積極的に住民に広報するなどにより、住民の一層の理解と協力の下で行政改革を推進するよう努められたい。

なお、PFI事業の活用や行政評価システムの導入などの新たな行政改革手法についても、積極的に取り組まれたい。

3 定負及び給与については、定員管理及び給与水準の適正化等を図り、給与関係経費を抑制されたい。

特に、一部の地方団体においては、給与と制度及びその運用に問題が残されていることから、地域住民の理解と納得が得られるよう、速やかにその適正化を図られたい。

国家公務員の退職手当については、支給水準の引下げ等を内容とする関係法律の改正案を通常国会に提出するものとされていることから、その動向に留意の上、地方公務員の退職手当についても、国に準じた措置を講じられたい。

また、高齢層職員については、国と同様に昇給停止年齢を原則五五歳に引き下げる等の措置を講じていない団体にあつては、当該制度の趣旨等を踏まえ、早期に措置されたい。

定員管理については、数値目標を

掲げた定員適正化計画の着実な実行を図るなど、定員管理の適正化を一層推進し、定員の縮減に努められたい。

また、職員の人材育成に対する地方財政措置として、自己啓発、職場研修の推進等に対する支援を引き続き行うこととしているので、その適切な活用を図るとともに、人材育成に関する基本方針の策定及びその着実な推進に取り組まれたい。

なお、「公務員制度改革大綱」(平成十三年十二月二十五日閣議決定)に基づき、地方公務員制度の改革に向け検討を進めているところであるが、各地方団体においても新しい人事制度への円滑な移行を実現するため評価の試行等に取り組むなど所要の準備を進められたい。

おつて、本年四月には統一地方選挙が行われる予定であることから、所属職員及び関係機関における法令の遵守及び服務規律の確保に格段の配意をされるようお願いする。

4 財政構造が悪化している地方団体においては、自らの財政状況悪化の原因を分析し、事務事業の見直し、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、必要に応じて財政健全化のための計画を策定するなど、自主的かつ主体的に財政構造の改善を図られたい。

なお、行政改革大綱等に基づき数値目標等を設定、公表して行政改革や財政健全化に取り組んでいる地方団体について、当該数値目標等により、将来の財政負担の軽減が見込ま

れる範囲内において、充当率の引上げ等による財政健全化を引き続き発行できることとしているので、中長期的な観点に立つた適切な財政運営の確保に十分配慮したうえ、活用を図られたい。

5 適正な予算の執行を確保する観点等から、監査委員制度の適正な運用、監査の徹底に努めるとともに、外部監査制度の積極的な活用を図られたい。

6 地方分権が実行の段階を迎え、住民に身近な総合的な行政サービスを提供する市町村の役割がますます重要なものとなるなかで、市町村の行政サービスを維持し、向上させるとともに、行政としての規模の拡大や効率化を図る視点から、「市町村の合併の特例に関する法律」(昭和四十年法律第六号)の期限である平成十七年三月までに十分な成果が上げられるよう、市町村合併をより一層積極的に推進することが必要となっている。

このため、市町村合併の実現に向けた地域住民の合意の形成、気運の醸成を図るための広報・啓発事業を引き続き行うこととしているほか、政府の市町村合併支援本部により決定された「市町村合併支援プラン」においても、地方財政措置の拡充・公共事業の優先採択・重点投資、合併に際しての各種障害除去対策等、合併に関する関係省庁の連携支援策を盛り込んでいるところであり、また、平成十四年八月に「市町村合併支援プラン」を改定し、より一層強

力に推進することとしたので、今後この支援プランに基づく各種支援等の活用を図られたい。

特に地域の実情を熟知した広域的な団体である都道府県の果たす役割は極めて重要であり、合併支援本部の設置、合併重点支援地域の指定、都道府県支援プランの策定・拡充等により、市町村合併をより一層強力に推進されたい。

7 投資的経費に係る地方単独事業については、「改革と展望」の最終年度である平成十八年度までの四期間で、逐次、景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準を目安に事業規模の抑制を図ることとし、平成十五年度地方財政計画においては、国の予算編成における公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、一四兆八、八〇〇億円程度を計上することとしている。

この額は、前年度の額に比して五・五%の減となっているが、地方団体の予算編成に当たっては、近年、地方団体の決算額が地方財政計画額を下回っている実態にあることにも留意の上、地域の実情に即して、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な事業量を確保されたい。

また、事業内容については、いわゆる箱物整備を抑制するとともに、地域情報化等の基盤整備への重点化を図ることとし、「地域活性化事業」(五、六〇〇億円)において、地方債及び地方交付税による措置を講じることとしているので、積極的な活

政 策

用を図らねたい。

「地域活性化事業」においては、地域の活性化に向けて、「循環型社会形成事業」、「少子・高齢化対策事業」、「地域資源活用促進事業」、「都市再生事業」及び「地域情報通信基盤整備事業」をメニューとして設けている。

また、各メニューにおいては、それぞれ次の各施策に係るハード事業も含めて財政措置の対象とすることとしているので、その活用を図らねたい。

(1) 循環型社会形成事業  
・「地域環境保全・創造事業」として、地方団体が率先して取り組む自然再生・地球温暖化対策に係る事業等

・「国土保全対策」として、森林・農地が果たしている国土保全機能を守るための各種事業、新規就農者・後継者の確保のための事業等  
(2) 少子・高齢化対策事業  
・「子育て支援事業」として、子育て支援の観点から行う公共施設の改善等

・「共生のまちづくり推進」として、公共施設等のバリアフリー化、保健福祉施設の整備等  
(3) 地域資源活用促進事業  
・「地域を支える人づくり事業」として、U、J、エターンの促進等地域を支える人材の確保・定着や育成等に係る基盤整備事業

・「地域経済新生事業」として、地域の産業・経済基盤の強化と個性ある発展につながる基盤整備事業

「新地域経済基盤強化対策」として、地域における資源等を活用した自発的、独創的な産業・経済基盤の整備事業  
・「農山漁村地域資源活用促進事業」として、農林水産省所管の国庫補助事業と連携し農山漁村地域の総合的振興を図る地方単独事業

・「地域文化振興対策」として、地方指定文化財等や歴史的建造物・街並みの保存、修復及び周辺整備等  
・「科学技術振興事業」として、地域の振興・地域経済の発展につながる研究開発のための施設整備等の事業等

(4) 地域情報通信基盤整備事業  
・「地域情報化推進事業」として、地域間格差の是正や活力ある地域社会の形成に資するため、地域公共ネットワーク等の高速・超高速ネットワークインフラの整備等

なお、従来の地域総合整備事業については、平成十三年度をもって廃止されているが、平成十三年度までに事業計画を策定し、基本設計に着手しているもの、又は用地取得の全部若しくは一部を終えているものであって、平成十五年度中に建設事業に着手するものに限り、経過的に旧地域総合整備事業(継続事業分)八、五〇〇億円)の対象とし、従来どおりの財政措置を行うこととしている。

8 高速道路の整備について、新たな直轄事業の導入に伴い必要となる地方負担(四分の一)については、地方債を九〇%充当するとともに、

地方債充当残部分及び後年度生ずる地方債の元利償還金について地方交付税により措置(元利償還金の五〇%)については事業費補正)することとしている。

9 「ゴールドプラン21」、「新エンゼルプラン」及び「新障害者プラン」等の着実な推進を図る観点から、地方財政計画において国庫補助負担事業に伴う所要額を計上するとともに、社会福祉系統経費(単独)を前年度に比し約二・一%、約九〇億円増の四兆三、一〇〇億円程度(国庫補助負担金の一般財源化分を含む。)計上することとしている。

10 介護保険制度に関連して、第二期介護保険事業計画期間を迎えるにあたり、引き続き地方団体が地域の実情に応じた取組を行うことができよう、「介護保険制度支援対策」として、広報啓発、ホームヘルパー及びケアマネージャーの育成等に要する経費について地方交付税措置を講じることとしている。

11 「子育て支援事業」として、預かり保育等の実施に向けた環境整備や育児相談事業等地方団体が地域の実情に応じて行う事業に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

12 「共生のまちづくり推進」として、ユニバーサルデザインによるまちづくりやNPO等の活動の活性化を推進する事業に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

また、公営交通や民間施設等のバ

リアフリー化に対する支援に対して、地方債又は特別交付税による措置を講じることとしている。なお、庁舎における音声標識ガイド装置の設置等に対し引き続き特別交付税による措置を講じることとしている。

13 環境への負荷の少ない、自然と調和した循環型社会の形成を推進するため、地球温暖化防止対策、自然共生型社会の構築、廃棄物の発生抑制・リサイクル対策等に要する経費について、地方交付税措置を拡充することとしている。

14 「わがまちづくり支援事業」として、住民による話し合いの場づくりやその結果を受けた取組に対する市町村の支援に要する経費について引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

15 「地域を支える人づくり事業」として、U、J、エターンの促進等地域を支える人材の確保・定着や育成等に要する経費に対して引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

16 「地域経済新生事業」として、ベンチャー企業等への支援や販路開拓支援等に要する経費に対して、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

17 引き続き、「中心市街地再活性化特別対策事業」として、地方団体が計画的、総合的に実施する中心市街地再活性化のための事業に対して、地方債及び地方交付税による措置を講じるとともに、都市再生対策の観点から行う調査・研究等に要す

政 策

る経費に対しても地方交付税措置を講じることとしている。特に、支援の重点を基本計画の策定から計画の効果の実施に移していくとの観点から、計画に位置づけられた事業の具体化や、既に策定された基本計画の再評価について重点的に支援を行うこととしている。

18 引き続き、「新地域経済基盤強化対策」として、ふるさと融資による支援措置を講じるとともに、計画策定等に要する経費に対しても地方交付税措置を講じることとしている。また、日本政策投資銀行の特利融資制度について、平成十四年度に引き続き一定の要件の下に金利の一部引下げ措置を講じることとしている。

なお、ふるさと融資制度の特例措置（離島地域及び特別豪雪地帯における融資比率の引上げ及び融資限度額全体の引上げ）については所要の見直しを行った上で平成十六年三月三十一日まで延長することとしている。19 中小企業金融対策については、中小企業への資金供給の円滑化を図るため、引き続き金融機関に対する預託等に係る地方財政措置を講じることとしている。

20 「国土保全対策」として、国土保全の見地からの農地、森林等の管理対策、後継者対策、第三セクターの活用等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

21 農山漁村地域の活性化を一層推進するため、「農山漁村地域活性化

対策」として農山漁村地域の生活環境の整備や都市と農山漁村の共生・対流等を促進する地方単独事業や国の施策との連携事業に要する経費に對して所要の地方財政措置を講じることとしている。

このうち、地方単独事業と国庫補助事業との連携により農山漁村地域の総合的振興を図る「農山漁村地域資源活用促進事業」については、農山漁村と都市の交流促進や地域資源を活かした多様な地域産業の振興等に係る地方単独事業について、所要額を地方交付税により措置することとしている。

また、平成十四年度までとされていた「ふるさと農道緊急整備事業」及び「ふるさと林道緊急整備事業」については、平成十九年度まで実施することとし、所要の事業量を確保している。

22 山村地域の基幹的産業である林業・木材産業の振興対策を推進し、また森林の適正管理を図ることにより、地球温暖化防止対策に資するとともに、山村地域の活性化を促進するため「森林・林業振興対策」として所要の地方財政措置を講じることとし、新たに、都道府県において森林整備・保全活動を通じた担い手の育成、定着のための研修活動を実施するための経費及び民有林について森林所有者との賃借契約等により一定期間にわたり地方団体が公的に管理・整備を行うための経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

23 平成十四年度までとされていた「都市公園等一体整備促進事業」及び「港湾緑地一体整備促進事業」については、平成十六年度まで実施することとし、所要の事業量を確保している。

24 地方バスの運行に関し地方団体が地域協議会における検討等に基づき、地域の実情に応じて生活交通確保対策を講じるために要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

25 「地域文化振興対策」として、住民の芸術文化活動の支援、創造的で文化的なまちづくり、地域文化財・歴史的遺産の活用による地域おこし等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

26 地域の国際化を推進するため、語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）や自治体職員協力交流事業等の国際交流・国際協力施策に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

27 平成十四年七月に策定された「アクション・プラン二〇〇二」及び第一五回国会において成立した行政手続オンライン化関係三法（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一五一号）、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一五一号）及び「電子署名に係る地方公共

団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一五三号）等の趣旨を踏まえ、各地方団体においても、電子自治体の実現をはじめ、地域の情報化に積極的に取り組むことが必要である。

このため、各地方団体においては、既存業務の見直しや、都道府県単位等のシステムの広域的整備等により、住民サービスの向上、地方団体の業務改革及び地域における情報関連産業の育成などの効果をもたらす電子自治体の実現に向けて、積極的に取り組まなければならない。

このような取組を支援するため、地方団体が行う庁内LAN及び必要な職員に対する一人一台パソコンの整備、総合行政ネットワークの整備、住民基本台帳ネットワークシステムの構築、公的個人認証サービスの導入、地方税申告手続等の電子化の推進、セキュリティポリシー策定等のコンピュータ・セキュリティ対策等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

また、地域住民の情報リテラシーの向上等、誰もがITを利用できる社会を実現するための取組に要する経費についても、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

28 平成十七年度を目標に、全ての学級のあらゆる授業において教員及び生徒がコンピュータを活用できる環境を整備できるよう、引き続き地方交付税措置を講じるとともに、全ての公立小中高등학교等がインター

政 策

ネットにアクセスするために必要な経費についても引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

29 「科学技術振興対策」として、地域における科学技術の振興に向けた地方団体の自主的かつ戦略的な事業に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

30 災害に強い安全なまちづくりを推進するため、公共施設等の耐震化や防災基盤の整備等の防災対策について、「防災対策事業」において地方債及び地方交付税による措置を講じることとしている。

31 救命効果の更なる向上を図るため、救急救命士を含む救急隊員の応急処置等の質を医学的観点から保障するメディカルコントロール体制の構築に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

32 PFI事業は、効率的かつ効果的に公共施設を整備し、質の高い公共サービスを提供する上で有効な手法であるので、「地方公共団体におけるPFI事業について」平成十二年三月二十九日付け自治事務次官通知)及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について(平成十二年三月二十九日付け自治省財政局長通知)を参考として、その積極的な活用に努められたい。

33 地方団体の基金については、その規模や管理などについて十分検討を行ったうえで、それぞれの基金の

設置の趣旨に即して、適正な管理・運用に努められたい。

34 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分については、「平成十五年度地方公営企業繰出金について」(自治財政局長通知)により別途通知することとしているが、その適正な運用に努め、地方公営企業がその本来の在り方に即した健全な経営を行いうるよう配慮されたい。

35 地方公営企業及び地方公社等(第三セクターを含む)については、その経営の適否が地方団体の財政に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、普通会計のほか公営企業会計及び地方公社等の財政状況を全体としての確に把握し、総合的な行政運営に努めるとともに、行政改革大綱(平成十二年十二月一日閣議決定)を踏まえ、経済環境の変化への対応、経営主体の経営の効率化、地方団体の財政運営のより一層の健全化等の観点から、その経営改善等について積極的に取り組まれたい。

36 第三セクターに関しては、「第三セクターに関する指針」平成十一年五月二十日付け自治大臣官房総務審議官通知)の趣旨を踏まえ、定期的に経営状況の点検評価を行い、役員数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等による運営の改善を促すほか、その事業や公的関与の内容の積極的な情報開示に努めるとともに、第三セクターにおける経営状況に関する情報開示の促進に努められたい。特に、点検評価の結果、経営の悪化が深刻であると判断される第

三セクターについては、できるだけ早期に、第三セクター方式での事業の存廃自体の検討も含め抜本的な経営改善策を講じられたい。この場合、地方団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約等に基づく負担を負うのが原則であり、過度の負担を負うことのないように留意されたい。

また、第三セクターの設立に当たっては、公民の役割分担の考え方を踏まえ、行政施策との関連性を明確にするとともに、事業コスト、収支の見通し、公的関与の内容等について慎重に検討されたい。

なお、第三セクターの債務に係る損失補償契約等の債務負担行為の設定は、将来の財政運営への影響を考慮し、特に慎重に対処されたい。

職員の派遣については、地方団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益法人等の業務に職員を専ら従事させる場合には、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」平成十二年法律第五〇号)に規定する職員派遣制度等によるべきものであるので、制度の適切な運用に努められたい。

37 土地開発公社の運営に当たっては、「公有地の拡大の推進に関する法律」の施行について(土地開発公社関係)の改正について(平成十二年四月二十一日付け建設省建設経済局長、自治大臣官房総務審議官通知)等を踏まえ、次の点に留意されたい。

社が現に保有している土地については事業計画の見直し等を含めて処分

歳 入

1 地方税

地方税については、次の諸点に留意するとともに、課税客体、課税標準等の的確な把握、着実な滞納整理を図り、徴収の確保に努められたい。

(1) 平成十五年度の地方税制改正による増減収額と国の税制改正に伴う増減収額とを合わせ、平成十五年度の減収額を二、四一〇億円と見込んでいること。

なお、自動車取得税及び軽油引取税の税率等の特別措置の適用期限については、五年延長することとしていること。

(2) 平成十五年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において前年度当初見込額に対し六・一%減の三、三兆一、七二五億円(道府県税にあっては七・

政 策

七%の減、市町村税にあっては四・九%の減)になるものと見込まれること。

主要税目では、道府県民税のうち所得割五・六%の減、法人税割一七・二%の減、利子割四三・一%の減、法人事業税一一・七%の減、地方消費税一・五%の減、市町村民税のうち所得割・五・四%の減、法人税割一四・四%の減、固定資産税(交付金を除く)四・三%の減となる見込みであること。

なお、この地方税収入見込額は、地方団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。

(3) 都市計画税は、「都市計画法」(昭和四十三年法律第一〇〇号)に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、六・九三九億円(前年度比七〇〇億円、一一・二%増)であり、その内訳は、地方道路譲与税三、〇二三億円(同一〇億円、〇・三%減)・特別とん

譲与税一〇二億円(同一〇億円、八・九%減)、航空機燃料譲与税一六一億円(同五億円、三三・〇%減)、石油ガス譲与税一四〇億円(前年度同額)及び自動車重量譲与税三、五二三億円(同七二五億円、二五・九%増)となっている。

なお、市町村道整備に係る国庫補助負担金の見直しに伴う影響及び直轄事業による高速道路整備に係る地方負担の導入に伴う影響を勘案し、平成十五年度から、自動車重量譲与税の譲与割合を現行の四分の一から三分の一に引き上げる予定である。

併せて、平成十五年度から、地方道路譲与税の都道府県・指定市分については、その譲与割合を現行の一〇〇分の四三から一〇〇分の五八に引き上げるとともに、道路の延長に係る人口補正の補正率のうち一を超える部分を現行の二分の一とする等の改正を行う予定であるので、留意されたい。

3 地方特例交付金

平成十五年度から行う国庫補助負担金の見直しに伴い、地方特例交付金として、従前の恒久的な減税に伴うもの(第一種交付金(仮称、以下同じ。))のほか、国庫補助負担金の見直しに伴うもの(第二種交付金(仮称、以下同じ。))を交付することとしており、地方特例交付金の収入見込額は、総計で一兆六二億円、前年度に比し、一、〇二六億円、一一・四%の増となっている。

(1) 第一種交付金(恒久的減税に伴う地方特例交付金)

第一種交付金の交付見込額は、恒久的な減税に伴う地方税の減収見込額の総額の四分の三の額(一兆三、六〇三億円)からたばこ税の一部の地方への移譲(一、二五〇億円)及び法人税の地方交付税率の引上げによる補てんの額(三、四六三億円)を控除した八、八九〇億円であること。

(2) 第二種交付金(国庫補助負担金の見直しに伴う地方特例交付金)

平成十五年度から、国庫補助負担金の見直しに伴う暫定措置として、第二種交付金を交付することとしており、その交付見込額は、見直される国庫補助負担金の対象事業のうち、引き続き地方で実施する必要があるものに係る地方一般財源の所要額二、三四四億円の二分の一に相当する額一、一七二億円であること。

この第二種交付金は、見直される国庫補助負担金の対象事業の実施主体に於いて、都道府県分(一、一一六億円)及び市区町村分(五六億円)に分別し、各都道府県及び各市区町村の最近の国勢調査人口により各々の総額を按分して交付することとしていること。

4 地方交付税

平成十五年度の地方交付税に係る国の一般会計からの繰入れは、所得税及び酒税の三二%相当額、法人税の三五・八%相当額、消費税の二九・五%相当額及びたばこ税の二五%相当額の合計額一〇兆六、一四一億円(平成九年度及び十年度に係る精算額のうち平成十五年度分の精算額八

七〇億円並びに平成十三年度に係る精算額五、六三九億円を減額した後の額)に国の一般会計における加算額五兆七、七八五億円(既往法定分等一、九四五億円(配当所得課税の見直しに係る特例加算分二二四億円を含む)、恒久的な減税に係る交付税特別会計借入金利子分四二〇億円及び国庫補助負担金の見直しに係る交付税特別会計借入金利子分四億円、臨時財政対策加算分五兆五、四一六億円)を加えた一六兆三、九二六億円であり、前年度当初に比し二、八四六億円、一・八%増となっている。

地方団体に交付される地方交付税の総額は、これに交付税特別会計借入金一兆九、五一五億円、交付税特別会計における剰余金四、二〇〇億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る償還額七九九億円及び利子支払額六、一五〇億円を減額した一八兆六九三億円であり、前年度に比し一兆四、七五六億円、七・五%の減となっている。

各地方団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いることにより、結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特に留意すべきである。

(1) 地方交付税の算定に当たっては、地方団体の自主的・主体的な財政運営を促す方向で、以下のとおり見直しを行うこととしていること。ア 都道府県分の基準税率について

政 策

は、八〇%から七五%に引き下げる(いわゆる留保財源率を五%引き上げる)こととしていること。

イ 平成十四年度より実施している事業費補正の見直し、市町村分の段階補正の見直しについては、本年度も引き続き継続することとしていること。

(1) 基準財政需要額については、(1)の算定方法の見直しを行うとともに、前年度に引き続き基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じることとしていること。

(2) 基準財政需要額の増減は、道府県分と市町村分、また各地方団体における経常経費、投資的経費、公費のウエイト等により地方団体ごとにかんがりの差異が生じるものと見込まれること。

一方、基準財政収入額については、道府県分において基準税率を引き下げるほか、一般的に、道府県分においては、法人関係税及び道府県民税利子割について減少が見込まれ、市町村分にあつては、市町村民税所得割及び法人税割、固定資産税(家屋)並びに利子割交付金について減少が見込まれるが、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにすること。

また、第一種交付金(恒久的な減税に伴う地方特例交付金)及び減税補てん償相当額、第二種交付金(国庫補助負担金の見直しに伴う地方特例交付金)並びに先行減税に伴う減

税補てん償相当額についても、その七五%を基準財政収入額に算入することとしていること。

(3) 基準財政需要額の伸び率については、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じる前と比較した場合、平成十四年度算定に比し、経常経費にあつては、道府県分二・〇%程度の減、市町村分九・〇%程度の減と見込まれること。これらのうち道府県分については、留保財源率の見直しに伴う基準財政需要額の減額後の見込みであること。

なお、(6)に示すとおり、平成十五年度から臨時財政対策債への振替方法を改めることとしており、普通交付税の算定に用いる基準財政需要額は、経常経費、投資的経費等各費目ごとに算出した額の総額から臨時財政対策債振替相当額を控除したものであること。

(4) 経常経費については、ア 介護保険制度の支援をはじめとする少子・高齢社会に向けた地域福祉施策に要する経費、国土保全対策に関する経費、農山漁村地域活性化対策に要する経費、森林・林業振興対策に要する経費、環境対策に要する経費、地域情報化推進事業に要する経費、教育情報化対策に要する経費、地域文化振興対策に要する経費、わかまちづくり支援事業に要す

る経費、地域経済新生事業に要する経費、共生のまちづくり推進に要する経費、健康づくり事業に要する経費等について基準財政需要額に算入することとしていること。

イ 給与改善費については、地方財政計画における取扱いを踏まえ、前年度に引き続き算入しないこととするともに、追加財政需要額として五、一〇〇億円(地方財政計画計上予定額五、七〇〇億円のうち災害分六〇〇億円を除いた額)を関係費目に算入することとしていること。

(5) 投資的経費については、前年度に引き続き一般公共事業等について、地方債(財源対策債を含む)の充当率を原則として九〇%まで引き上げること等に伴い、関係費目の単位費用を引き下げることにより基準財政需要額を減額することとしていること。

なお、上記により基準財政需要額から振り替えられた部分に係る地方債(財源対策債)の元利償還金については、その五〇%を公債費方式又は事業費補正方式により、五〇%を関係費目における単位費用において標準事業費方式により後年度において基準財政需要額に算入することとしていること。

(6) 前年度に引き続き臨時財政対策債の発行に伴い、五兆八、六九六億円を需要額から減額することとしていること。

なお、臨時財政対策債への振替方法については、従来の振替対象五費目の単位費用の引下げという方法を

改め、臨時財政対策債への振替を考慮せず算出した需要額の総額から、別途算出した臨時財政対策債振替相当額を差し引く方法とすることとしているので留意すること。その際、臨時財政対策債振替相当額は、人口を測定単位とし、その他の諸費(人口)(経常経費)の補正係数(加算分に係るものを除く)を基礎として算出することとしていること。

(7) 基準財政収入額については、地方税制改正を踏まえた収入見込額を基礎とするともに、法人関係税住民税利子割利子割交付金を含む(住民税所得割・分離譲渡所得分)及び特別とん讓与税については精算措置を講じることとしていること。

また、法人関係税及び住民税利子割(利子割交付金を含む)の減収額を対象に減収補てん債を発行する場合には、減収補てん債発行額は、精算措置の対象から除くこととしていること。

(8) 平成十五年度の特例交付税の総額は、平成十四年度に比し七・五%の減となつており、予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

特に、平成十四年度において、災害対策関連経費等年度によって激変する項目により多額の交付を受けている地方団体にあつては、これらの事由による減少についても確実に見込むこと。

5 国庫支出金 国庫支出金については、次のような制度改正が予定されているので、

改め、臨時財政対策債への振替を考慮せず算出した需要額の総額から、別途算出した臨時財政対策債振替相当額を差し引く方法とすることとしているので留意すること。その際、臨時財政対策債振替相当額は、人口を測定単位とし、その他の諸費(人口)(経常経費)の補正係数(加算分に係るものを除く)を基礎として算出することとしていること。

政 策

その予算計上に当たっては、国の予算措置の内容に十分留意されたい。

なお、国庫支出金の総額については現在のところ確定した金額を把握することは困難であるが、三・六％程度の減になるものと見込まれる。

(1) 平成十五年度においては、「基本方針二〇〇二」等に基づき、三位一体の改革の「芽出し」として、次の国庫補助負担金の見直しを行うこととされていること。

ア 一般財源化が行われることとされている次の国庫補助負担金については、一般財源化に当たっては、地方特例交付金及び地方交付税の増額により所要の一般財源の確保を図るほか、所要の事業費を、地方財政計画に計上するとともに、基準財政需要額に算入することとしていること。

また、不交付団体における一般財源化の影響については、地方特例交付金の交付によるほか、地方債計画上、資金手当てのための調整債を計上していること。

・義務教育費国庫負担金（共済長期負担金及び公務災害補償基金負担金に係るものに限る。）

・公立養護学校教育費国庫負担金（共済長期負担金及び公務災害補償基金負担金に係るものに限る。）

・在宅福祉事業費補助金（生きがい活動援助員の配置費に係るものに限る。）

・疾病予防対策事業費等補助金（骨髄提供希望者登録推進事業費及び都道府県臓器移植連絡調整者設置事業費に係るものに限る。）

・児童保護費等補助金（障害児（者）地域療育等支援事業費に係るものに限る。）

・身体障害者福祉費補助金（市町村障害者生活支援事業費に係るものに限る。）

・精神医療適正化対策費等補助金（精神医療適正化対策費補助金に係るものに限る。）

・精神保健対策費補助金（精神障害者社会適応訓練事業費に係るものに限る。）

・介護保険事業費補助金（介護保険制度施行支援事業費及び苦情処理業務支援事業費に係るものに限る。）

・児童育成事業費補助金（障害児保育事業費に係るものに限る。）

イ 市町村道整備に係る国庫補助負担金については、原則廃止することとし、ネットワーク関連や市町村合併など特別な観点で行うものに限定するとともに、採択基準を都道府県道並み（五億円以上）に引き上げることとされているが、この見直しに当たっては、自動車重量税と税の譲与割合の引上げにより所要の税源を地方に移譲するほか、所要の事業費を地方財政計画に計上するとともに、基準財政需要額に算入することとしていること。

(2) 国が箇所付けしないことを基本として、具体の事業箇所・内容について地方団体が主体的に定めることができることを基本的な仕組みとする統合補助金及び一定の政策目的を実現するために複数の事業を一体的かつ主体的に実施することができる

統合補助金については、平成十五年度においては、市街地再開発事業などを新規に対象とすることとされていること。

(3) 通常国会提出予定の「産業廃棄物の不適正処分に係る支障の除去等の措置の推進に関する特別措置法案（仮称）」において、平成十年六月以前から不法投棄が開始された産業廃棄物に係る支障の除去等を都道府県等が実施する際に、産業廃棄物適正処理推進センターから支援される助成率については、有害廃棄物に係るものは二分の一、その他廃棄物に係るものは三分の一に見直すこととしていること。

また、その地方負担分については、地方債と地方交付税による措置を講じることとしていること。

(4) 平成十五年度における各種交付金の計上額は、表1のとおりであること。

国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金の予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

6 地方債  
平成十五年度の地方債計画は、地方団体が当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

その総額は、一八兆四、八四五億円となり、前年度に比し一兆九、六〇六億円、一一・九％の増となっている。

表1 平成15年度 各種交付金計上額 (単位：億円、%)

交 付 金 名	15年度	14年度	増減額	増減率
交通安全対策特別交付金	821.7	816.1	5.6	0.7
国有提供施設等所在市町村助成交付金	239.5	239.5	0.0	0.0
施設等所在市町村調整交付金	62.0	62.0	0.0	0.0
電源立地促進対策等交付金	1,549.1	1,831.6	282.5	15.4
特定防衛施設周辺整備調整交付金	130.0	130.0	0.0	0.0
特別行動委員会関係特定防衛施設周辺整備調整交付金	36.1	39.5	3.4	8.7
石油貯蔵施設立地対策等交付金	65.7	69.7	4.0	5.8
地方道路整備臨時交付金	7,033.0	7,102.0	69.0	1.0

このうち、普通会計分は一五兆七、一八億円で、前年度に比し二兆四、二二五億円、一九・二％の増（臨時財政対策債及び減税補てん債を除いた場合は、八兆五、〇七八億円で、前年度に比べて四、二九九億円、四・八％の減）となっている。

また、公営企業会計等分は三兆四、二二七億円で、前年度に比し四、六一九億円、一一・九％の減となっている。

その主な内容は、次のとおりである。

(1) 通常収支に係る地方財源の不足に対処するため、「地方財政法」第五條の特例として臨時財政対策債を五兆八、六九六億円計上していること。

なお、資金については、平成十四年度の資金配分状況等を踏まえ、政



政 策

府資金二兆三、四七八億円を確保しており、市町村に対して優先的に政府資金を配分する予定であること。

(2) 恒久的な減税による減収の一部及び平成十五年度税制改正における先行減税による減収に対処するため、地方財政法「第五条の特例として減税補てん債六、九四四億円を計上していること。

(3) 地方一般財源の不足に対処するため、一般公共事業債、義務教育施設整備事業債、一般廃棄物処理事業債、一般事業債(公園緑地事業)、地域活性化事業債、臨時地方道整備事業債及び臨時河川等整備事業債の一部に係る充当率の臨時的引上げ等により、財源対策債として一兆八、四〇〇億円を増額計上していること。なお、これは個別の地方団体の財政措置に不均衡が生じないよう調整を図るための調整分を含めて計上しているものであること。

(4) 地方単独事業については、地域の自立や活性化につながる基盤整備や生活関連社会資本整備を重点的・効率的に推進できるよう、その所要額を確保していること。

ア 地域の活性化に向けて、循環型社会の形成、少子・高齢化対策、地域資源の活用促進、都市再生、科学技術の振興、情報通信基盤整備を推進することとし、「地域活性化事業」(充当率七五%、特に推進するもの)についてはさらに財源対策債一五%を充当)として所要額を確保していること。

イ 自主的な市町村合併をより一層強力に推進するため、合併重点支援地域において合併関係市町村が実施する合併に資する公共・公用施設の整備事業(市町村合併支援道路整備事業、市町村合併支援地域公共ネットワーク整備事業及び公用施設整備事業に係る補助事業を含む。)及び都道府県が合併を側面から支援するために実施する交通基盤施設の整備事業(補助事業を含む。)並びに合併市町村が市町村建設計画に基づいて実施する、合併に伴い特に必要と認められる建設事業(補助事業、地方公営企業に係る事業(上水道事業、下水道事業及び病院事業に限る。))を含む。)及び合併市町村振興のための基金造成について支援することとし、「合併特例事業」として所要額を確保していること。

ウ 災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災システムのIT化などの防災基盤の整備及び公共施設等の耐震化を重点的に実施することとし、「防災対策事業」として所要額を確保していること。

エ 地方団体が、特別養護老人ホーム等を設置運営する社会福祉法人に貸し付ける目的で用地の取得等を行う場合に、引き続き、地方債措置を講じることとしていること。

なお、地方団体又は社会福祉法人が行う特別養護老人ホーム等の整備に係る国庫補助負担事業の都道府県負担分についても、引き続き、地方債措置を講じることとしているので、適切な活用を図りたい。

オ 臨時地方道整備事業債(一般分)、臨時河川等整備事業債(一般分)及び臨時高等学校整備事業債の充当率を前年度に引き続き九五%とすることとし、その所要額を確保していること。

カ 地域総合整備資金貸付事業(ふるさと融資)については、引き続き所要額を確保し、官民一体となったふるさとづくりを積極的に支援することとしていること。

(5) 過疎地域の自立促進のための施策を推進し、また、辺地とその他の地域の格差是正を図るため、辺地及び過疎対策事業債の所要額を確保するとともに、過疎地域等の自立促進に資する効果的なプロジェクト等を重点的に支援していくこととしていること。

(6) 平成十四年度の税制改正、義務教育費国庫負担金等の一般財源化に伴う不交付団体における影響額に対処するため、調整債(不交付団体分)を計上していること。

(7) 地方債資金については、政府資金七兆六、九〇〇億円(前年度比九〇〇億円、一・二%増)、地方債計画中の構成比四一・六%、公庫資金一兆七、八〇〇億円(前年度比一、二〇〇億円、六、三%減)、地方債計画中の構成比九・六%及び民間等資金九兆一四五億円(前年度比一兆九、九〇六億円、二八・三%増、地方債計画中の構成比四八・八%)により、その所要額を確保することとしていること。

なお、政府資金は、財政投融资計画の「財政融資」欄に「地方公共団

全国町村会総合賠償補償保険制度  
 全国町村会特定疾病保険制度  
 取扱い代理店

各種損害保険・生命保険

株式会社 千 里 (ちさと)

(引受保険会社) 損保 = 損害保険会社22社  
 生保 = アリコ・ジャパン

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内 ☎ 03-5512-4726(代)  
 営業所(全国27か所)

体」に対する貸付けとして計上される資金を指すものであり、財政融資資金のほか、平成十五年四月一日に設立される日本郵政公社の資金（郵便貯金資金及び簡易生命保険資金）を計上していること。具体的には、財政融資資金五兆七〇〇億円（前年度比四〇〇億円、〇・八％増、地方債計画中の構成比二七・四％）、郵政公社資金のうち郵便貯金資金一兆円（前年度比二〇〇億円、一・〇％増、地方債計画中の構成比五・四％）、簡易生命保険資金一兆六、二〇〇億円（前年度比三〇〇億円、一・九％増、地方債計画中の構成比八・八％）としていること。

(8) 民間資金の調達に当たっては国債、政府保証債、市場公募債等の発行条件、長期金利の動向等を継続的に把握し、必要に応じて金融に関する専門家の意見も聴くなどして、関係金融機関等と交渉のうえ、適切な借入条件の設定に努められたこと。

また、各団体の状況に応じ、市場公募化の推進、証券発行方式の一層の活用、満期一括償還化、発行単位の大形化、発行時期の平準化及び償還期間の多様化を図ること等により流通性の一層の向上や調達手段の多様化に努められたこと。

その際、地域住民の行政参加意識の高揚とともに、地方債の個人消化及び資金調達手法の多様化を図る趣旨から推進してきている「住民参加型ミニ市場公募債」の活用も有効な手法と考えられること。

なお、発行単位の大形化による安

定的かつ有利な資金調達を図るため、平成十五年度から市場公募地方債を発行する二七団体においては、「地方財政法第五条の七の規定に基づく共同発行を行うこととしているが、全国規模の共同発行や市場公募地方債の共同発行に限らず、近隣地方団体間や都道府県と市町村間など様々な形の共同発行の推進に努められたこと。

そうした中で、地方債に関する制度のほか、地方債はBIS（国際決済銀行）のリスク・ウエイトが国債と同様ゼロとされていること、それぞれの地方団体における財政健全性を維持するための取組を行っていること等について、市場関係者の一層の理解を得られるよう、積極的にIR活動（投資家・金融機関等への説明）を行われたこと。

(9) 施設の耐用年数に比して著しく地方債の償還期間が短いこと等により、公債費が急増している地方団体も見受けられるので、公債管理に当たっては、適切な地方債の償還条件を選択し、公債費負担の中長期的な平準化に十分留意されたこと。

なお、やむを得ず、償還途中において平準化を図る必要が生じた場合は、借換えにより対処することを原則とすべきであり、償還期間を延長する等借入条件を変更することは、市場関係者に対して債務の繰り延べとの印象を与えかねないため、地方債市場や他団体に与える影響を十分考慮の上、慎重に対処されたいこと。

(10) 地方債協議制度に円滑に移行す

るため、起債制限比率及び経常収支比率を勘案し、財政の健全性が確保されている一定の地方団体に對しては、引き続き許可制度の弾力的運用を行うこととしていること。

7 使用料・手数料等

使用料・手数料及び分担金・負担金については、対象事務の見直しを図りつつ、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立脚し、関係事務費の動向に即応して常に見直しを行い、その適正化を図られたい。

歳 出

1 給与関係経費

給与関係経費については、次の事項に留意し、定員管理及び給与水準の適正化等により、その抑制に特段の努力をされたい。

(1) 各地方団体においては、数値目標を掲げた定員適正化計画の着実な実行、積極的な見直しを行い、事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、民間委託、OA化等を継続的に進め、新たな行政需要に對しても、スクラップ・アンド・ビルドを基本として、定員管理の適正化を一層推進し、定員の縮減に努めること。

なお、義務教育諸学校及び公立高等学校の教職員等が法令により標準定数を定めているものについては、当該法令の趣旨等を踏まえて、定数の適正化を図るなど、適切に対処されたいこと。

また、住民の理解と協力の下に定

員管理の適正化を推進するため、定員管理の状況及び定員適正化計画の数値目標について公表すること。その際、住民の理解が得られやすいよう工夫を講じつつ、積極的に広報を行うこと。

なお、地方分権推進計画を踏まえ、た必置規制の改廃等を踏まえ、これに對応して、地域の実情に応じた簡素で効率的な行政体制となるよう適切な職員配置に努めること。

(2) 義務教育諸学校の教職員については、地方財政計画上、第七次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画による増員五、三八〇人（平成十三年度から平成十七年度までの間の教職員定数の改善予定総数は二六、九〇〇人）を見込む一方で、児童生徒数の減少等に伴い、五、七二〇人の減員を見込むことにより、全体として三四〇人の減員を見込んでいること。

また、公立高等学校（特殊教育諸学校高等部を含む。以下同じ）についても、地方財政計画上、第六次公立高等学校教職員配置改善計画による増員一、四〇二人（平成十三年度から平成十七年度までの間の教職員定数の改善予定総数は七、〇〇八人）を見込む一方で、生徒数の減少等による減員四、五八九人を見込むことにより、全体として三、一八七人の減員を見込んでいること。

公立大学、公立幼稚園の教員については、二三人の増員を見込む一方で、地方財政計画上、国家公務員の定員削減計画に準じて六一人の定員

政 策

表 2 共済組合負担の組合別料率（対給料）

区 分	警 察 官	警 察 事 務 職	都道府県 一 般 職	市 町 村 一 般 職	公 立 学 校	
					義 務 教 育 職	そ の 他 教 育 職
事 務 費	14	260円	260円	260円	9,350円	260円
	15	260	260	260	9,220	260
長 期	14	$\frac{131.6}{1,000}$	$\frac{131.6}{1,000}$	$\frac{131.6}{1,000}$	$\frac{131.6}{1,000}$	$\frac{131.6}{1,000}$
	15	$\frac{139.7}{1,000}$	$\frac{139.7}{1,000}$	$\frac{139.7}{1,000}$	$\frac{139.7}{1,000}$	$\frac{139.7}{1,000}$
短 期	14	$\frac{66.28}{1,000}$	$\frac{66.28}{1,000}$	$\frac{55.28}{1,000}$	$\frac{59.23}{1,000}$	$\frac{50.24}{1,000}$
	15	$\frac{62.01}{1,000}$	$\frac{62.01}{1,000}$	$\frac{55.83}{1,000}$	$\frac{62.01}{1,000}$	$\frac{50.97}{1,000}$
追 加 費 用	14	$\frac{113.2}{1,000}$	$\frac{100.7}{1,000}$	$\frac{127.0}{1,000}$	$\frac{60.5}{1,000}$	$\frac{83.1}{1,000}$
	15	$\frac{119.5}{1,000}$	$\frac{106.3}{1,000}$	$\frac{108.0}{1,000}$	$\frac{54.0}{1,000}$	$\frac{79.1}{1,000}$

(注) 1 「事務費」については、地方公務員等共済組合法附則第40条の4第1項の規定による特例措置が講じられている。  
 2 平成15年4月1日から総報酬制が導入されることにより、「長期」及び「短期」の負担金率には期末手当等に対するものを含むこととなるが、ここに示した率については給料ベースに置き換えた率としている。  
 3 「長期」の率には、基礎年金搬出金に係る公的負担分を含んでいる。  
 4 「短期」の率には、育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担分並びに介護納付金の納付に要する費用に係る負担分を、「短期」の市町村一般職の率には、地方公務員等共済組合法附則第14条の4の規定に基づく市町村の負担分を含んでいる。

削減を行うことにより、全体として三八人の減員を見込んでいます。  
 (3) 警察事務職員を除く一般職員(教員、警察官、消防職員を除く職員)については、地方財政計画(国家公務員の定員削減計画に準じて一〇、一〇一人の定員削減を行うほか、民間委託の一層の推進による減員を見込む一方で、介護予防及び老人保健関係職員(保健師)の増員及び施設増に伴う所要の増員を行うこととしていること。  
 (4) 警察官については、地方財政計画上、現下の治安状況を勘案し、警察組織の徹底的な合理化が進められることを前提に四、〇〇〇人の増員を行うこととしていること。また、警察事務職員については、二六八人の定員削減を行うこととしていること。

(5) (2)から(4)により、教員、警察官及び消防職員を加えた地方財政計画の職員数は、一〇、三六八人の減員となること。  
 (6) 地方公務員共済組合等負担金については、表2のとおり改定される予定であること。  
 (7) 地方公務員災害補償基金負担金については、別添資料(省略)のとおり改定される予定であること。  
 (8) 平成十五年度においては、前年度に引き続き国の予算において給与改善費を計上しないこととされ、地方財政計画においても給与改善費を計上しないこととしているので留意されたいこと(「一五ページ」歳入)。  
 4 地方交付税(4)イ参照)。  
 2 一般行政経費  
 一般行政経費については、次の事項に留意しつつ、経費全般について

- (1) 国の委託費、補助金等については、廃止、減額等が行われているものもあるため、このような状況を踏まえて受託事業、補助事業等の予算計上、事業実施等に当たること。
- (2) 平成十五年度地方財政計画においては、一般行政経費(単独)のうち、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等いわゆる新重点四分野以外に係る既定の行政経費を極力縮減し、新重点四分野に係る施策に財源の重点配分を図ることとし、前年度に比し約〇・三%減の一兆一、八〇〇億円程度を計上することとしていること。
- (3) 社会福祉系統経費(単独)については、引き続き福祉施策の充実を図るため、前年度に比し約二・一%増額し、地方財政計画に四兆三、一〇〇億円程度(国庫補助負担金の一般財源化分を含む。)を計上することとしていること。
- (4) 高等学校以下の私立学校に対する助成については、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。
- (5) 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成十五年度においては、五、七〇〇億円程度(前年度同額)を地方財政計画に計上することとしているので、各
- (6) 運輸事業振興助成交付金については、引き続き地方財政計画に所要額を計上することとしていること。
- 3 投資的経費  
 地方団体が財政の健全化に留意しつつ、地域の自立や活性化につながる基盤整備や生活関連社会資本整備を実施することが求められており、各地方団体においては、地域の実情に即した適切な事業を選択し、事業の重点的かつ効果的な実施に努められたい。
- (1) 国の公共投資関係費は前年度比三・七%減とされたところであり、地方財政計画においては、投資的経費のうち補助・直轄事業費については、前年度に比し約五・〇%減の八兆四、一〇〇億円程度となる見込みであること。
- (2) 地方単独事業費については、「改革と展望」期間を通ずる中期的な抑制方針の下、国の公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、前年度比五・五%減額することとし、地方財政計画上一兆四八、八〇〇億円程度を計上することとしているが、既定経費の節減合理化や基金の活用などにより財源の確保に努めるとともに、基盤整備への重点化を図りつつ、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要なる事業量を確保されたいこと。
- (3) 国の公共事業関係の長期計画に

については、計画策定の重点を従来の「事業量」から計画によって達成することを目指す成果に変更し、地方単独事業については計画の目標と位置付けないこととする等の見直しを行うこととされており、平成十五年度にあつては、交通安全施設、土地改良、森林整備、治山、道路、空港、港湾、都市公園、下水道、治水、急傾斜地、海岸及び廃棄物処理施設に係る長期計画を見直すこととされていること。そのうち、道路、交通安全施設、空港、港湾、都市公園、下水道、治水、急傾斜地及び海岸に係る長期計画については、鉄道及び航路標識を新たに対象に含めた上で一本化し、「社会資本整備重点計画法（仮称）」を根拠とする新たな長期計画を策定することとされているので留意されたいこと。

(4) また、地方単独事業を含む公共事業等の執行に当たっては、その計画的かつ円滑な執行を確保するため、債務負担行為を積極的に活用することなどにより、工事発注時期の平準化を図ること。

4 公債費  
公債費については、近年、地方債残高が累増していることにかんがみ、公債費に係る地方交付税措置や減債基金における既発債の償還財源の積立状況等を考慮し、実質的な後年摩負担を把握しつつ年次償還計画を策定することなどにより、中長期的観点に立った適切な財政運営の確保に努められたい。

5 維持補修費

維持補修費については、地方財政計画上前年度に比し〇・六％程度の減を見込むこととしているが、各種公共施設等について計画的に補修を行い、その機能が十分に発揮されるよう適切な措置を講じられたい。

6 公営企業繰出金

公営企業繰出金については、「地方公営企業法」昭和二十七年法律第二九二号）等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営健全化等を推進するなど経営基盤の強化を図るとともに、生活関連社会資本の整備及び社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開に配慮し、地方財政計画に所要額を計上することとしているので、この趣旨に沿って適正な運用を図られたい。

7 その他

次の諸点に、特に留意されたい。  
(1) 国及び公団等に対し施設又は用地を無償で提供する等の事例が見受けられるが、「地方財政再建促進特別措置法」昭和三十年法律第一九五号（第二四条第二項の規定に基づき適正に対処すること。

また、「日本国有鉄道改革法」（昭和六十一年法律第八七号）により設立された旅客会社等に対する寄附金等の支出については、「国鉄民営化後の各旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に対する地方公共団体の寄附金等の支出について」（昭和六十二年三月三日付け自治省財政局長通知）及び「日本国有鉄道改革法

により設立された旅客会社等に対する地方公共団体の寄附金等の支出について」（平成十三年八月十日付け自治財政局長通知）に留意し、適切に対処すること。

なお、平成十四年十一月一日から、国立大学等が行う地域における産業の振興等に寄与する研究開発等の実施に要する経費を、一定の要件のもとで地方団体が負担することを可能としたところであり、「地方財政再建促進特別措置法施行令の一部を改正する政令の運用上の留意事項について」（平成十四年十一月一日付け自治財政局財務調査課長通知）等により、適切に対処すること。

(2) 第三セクター方式による鉄道事業に対する地方団体の取組については、事業の性格、収支、運営方式等を十分に検討のうえ、対処すること。

(3) 公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、近年、経営状況が悪化し、収益率が低下しているところであるので、各施行団体にあつては、魅力の向上による売上げの増加を図り、開催経費の削減等による経営の合理化を徹底するほか、必要に応じ、今後の事業の在り方についても検討を行うこと。

なお、平成十四年度から、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に経営改善に取り組みとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や機械導入等に伴い一時的に増加する経費について、地方債を充当できるところとしたところ

あり、必要に応じてこの措置を活用し、積極的に経営の合理化に取り組みられたいこと。

また、公営競技収益金については、地域的並びに全国的な均てん化が必要であり、引き続きその推進に努められたいこと。

(4) 公共工事については、「公共工事コスト削減に対する取組について」（平成十二年九月一日付け自治事務次官通知）に基づき、引き続きコスト削減に積極的に取り組まれたいこと。

(5) 公共工事の入札及び契約手続については、地方団体において、これまでの改善の取組を引き続き推進しつつ、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成十二年法律第一二七号）により公表や通知が義務付けられている事項（指名競争入札基準の公表、談合と疑うに足る事実の公正取引委員会への通知等）について、早期に完全実施するとともに、同法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成十三年三月九日閣議決定）に従い、必要な措置を講じるよう努められたいこと。

また、一般競争入札の適切な実施や多様な入札・契約方式の推進、電子入札の導入等については、「e Japan重点計画二〇〇二」（平成十四年六月十八日エド戦略本部決定）、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成十四年十月三十一日付け国土交通省総合政策

政 策

局長・総務省自治行政局長通知)及び「総合規制改革会議の『規制改革の推進に関する第二次答申 経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革』」に関する対処方針について(平成十四年十二月十七日閣議決定)において、その必要性が指摘されているところであり、これらの趣旨を十分に踏まえ、適切に対処されたいこと。

(6) 国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設(会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これらに準ずる施設で、特殊会社及び民営化が決定された法人が設置するものを除く。)については、施設の新設及び増築は禁止すること等とされ、地方団体についても、この措置に準じて措置するよう要請するものとされているところであり(平成十二年五月二十六日閣議決定)、「民間と競合する公的施設の改革について(平成十二年六月九日付け自治事務次官通知)」に基づき、適切に対処されたいこと。

(7) 平成十四年十二月に「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」(平成十四年法律第一七五号)が公布され、当座預金及び普通預金等の流動性預金については、現在と同様に平成十七年三月までは全額保護することとされるとともに、同年四月からは、流動性預金について全額保護される決済用預金とそうでないものに分かれることとされたこと。

と。その結果、指定金融機関において歳計現金を決済用預金として管理する場合には全額保護されることになり、また、収納代理金融機関から指定金融機関までの収納金の移転途上にある公金については、仕掛かり中の決済資金として決済用預金とみなして全額保護されること。

地方団体の公金預金の管理・運用に関しては、このような預金保険制度の改正を踏まえ、取引金融機関の経営状況など必要な情報の収集に努めるとともに、あらかじめ資金の管理運用等に係る方針を明確にしておくなど、適切に対処されたいこと。

(8) 「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律」(平成十三年法律第一二〇号)により、住民票の写しの交付等の事務を郵便局において取り扱うことができることとされているので、住民の利便の増進を図るとともに、地方団体の組織及び運営の合理化に資するため、引き続き本制度の活用にも努められたいこと。

(9) 固定資産税については、平成十四年度税制改正において、縦覧制度の拡充を図っている(平成十五年より適用)ほか、平成十五年税制改正において、平成九年度から導入された負担水準の均衡化を引き続き促進する措置を講じることとしているが、縦覧帳簿作成費や具体的な課税の仕組み等の広報に要する経費について、所要の地方交付税措置を講じることとしているので、引き続き適切に対処すること。

M's Action.

# カエレル、バクトル。

ないうちがじゆうざいにカエレルあたらしいセイメイホケン、でびゅー。なまえは「ザ・バクトル」。カエレルから、ながーくつきあえる。カエレルから、はいつたあとでこうかいしなれ。「ザ・バクトル」が、セイメイホケンのかんがえがたを、カエレル。のです。



カエレル生命保険「ザ・バクトル」は、実は、みっつりい。

## ① 賢カエレル

ザ・バクトルは、ご加入後も人生の変化に応じて、保障内容や保険料を「カエレル」。高い自由度をえた、変化の時代を生きるための保険です。

## ② 賢ウロツテル

ザ・バクトルは、ウロツテル機能(1泊2日からの入院保障、がん介護の保障)、ウツテル機能(すぐれた貯蓄機能)、積立金を自由に引き出せる機能など、いろいろ「ウロツテル」字心の保険です。

## ③ 賢オウジツル

ザ・バクトルは、ウロツテル割引制度、ウツテルM-VAセットプラン(平成14年4月から)、ウツテルアフターサービスで1人1人をウツテル「Ux Communication」等、「オウジツル」がサービス満載の保険です。



生命保険をカエレル。三井生命の「ザ・バクトル」  
<http://www.mitsui-seimei.co.jp/>



情報

カプセル Now & New

「総合窓口」制度を 北海道 上士幌町 導入

町は、住民サービスの向上を図るため担当職員が窓口に向く「総合窓口」制度を導入している。来訪者は役場一階の町民課力ウンターに設置した総合窓口で用件を話せば担当職員に取り次ぎ、担当課まで行く手間がなくなった。また、昼休み時間の開庁もやっている。

馬に乗っての十和田 秋田県 湖畔散策サービス 小坂町

町は、地元乗馬クラブと提携し、馬に乗って十和田湖畔を散策する新しい観光サービスを行った。訓練された馬をインストラクターがゆっくり歩いて引率するサービスで、一時間半かけて美しい自然の中で乗馬を楽しむでもらった。このほか、約二十分のミニコースも用意した。

女性三十人による 福島県 村おこし委員会設置 滝根町

町は、第六期に当たる「滝根町ふるさと村おこし三十人委員会」を設置した。全委員を女性にしているが特徴で、「町の特性を生かし、地域ぐるみの創意と工夫で『村おこし』を進める」を合言葉に、井戸端会議的な話し合いによってアイデアを出し合い、成果につなげている。

冷水循環式雪冷房 新潟県 システムを導入 安塚町

全国有数の豪雪地帯で、財団法人雪だるま財団を設立し、雪

の積極的活用に取り組んでいる町は、町立安塚小学校の給食室と調理室に「冷水循環式雪冷房システム」を導入している。体育館下に設置した雪室に百五十トンの雪を貯蔵し、雪解け水を利用して冷房する仕組み。

紙パックを原料にした トイレレットペーパーを配布 長野県 豊科町

紙パックの回収に取り組んでいる町は、リサイクルの成果を目に見える形で町民に還元しようと、資源回収で集めた紙パックなどを原料にして作られたトイレレットペーパーを町内全世帯に配布した。費用には資源回収で集めたアルミ缶の売却益約百万円を充てた。

特産品開発 プロジェクトを助成 静岡県 小山町

町は、新しい地域特産品開発のため、商工会を中心としたプロジェクトに助成している。現在建設中の「ふじおやま道の駅」の完成までに特産品の開発を目指す。商工会等で「地域特産品等開発推進実行委員会」を設置しており、町民からもアイデアを募り、試作品を開発する。

竹酢液の商品化を目指す 京都府 八木町

町では、農村環境公園「氷室の郷」内に竹炭をつくる窯が完成し活用されているが、合わせ町立八木中学校の教諭と生徒によって竹酢液を製造する大型蒸留器もつくられた。竹酢液を特産品として商品化する取り組みを進め、竹酢液を産業振興や

観光、教育に役立てていく。

「ちびっ子檜垣本座」を 奈良県 大淀町 実施

町は、ふるさと再発見の一環として、室町時代に町を拠点に活躍した能楽の檜垣本座の伝統を掘り起こし、継承してもらおうと、町内の小学四、六年生が能楽を学ぶ「ちびっ子檜垣本座」を実施している。小鼓、謡、笛、舞など計十八回のカリキュラムのあと、発表会を開く。

町出身者を大使に 和歌山県 委嘱し観光PR 串本町

町と町観光協会などは、口コミで町の観光地などのPRをしてみようという、主に県外で活躍する町出身者を大使として委嘱する事業を実施している。町観光協会などが推薦する大使は五十人以上以内で、町内の観光名所などの写真が入った名刺や大使の証明書を交付している。

共同でコミュニティ 岡山県 センターを建設 山陽町・熊山町

山陽町と熊山町は、両町にまたがる団地群がある「桜が丘地域」に、共同出資で「コミュニティセンター」の建設を進めている。センターは建築面積約二千四百㎡で、約三百人収容可能なホールや会議室などを備える。両町では生涯学習講座や展示会などのメニューを計画している。

県産間伐材を使った 山口県 名札を導入 橋町

町は、県産間伐材を使った名札を導入し、全職員が着用している。地元の木材をPRしてい

くのがねらいで、間伐材を輪切りにした縦三センチ、横六センチの楕円形のを山口中央森林組合から購入し、町章と名前を印刷している。

天正遣欧少年使節団の 長崎県 モニメントを設置 北有馬町

キリシタン大名・有馬晴信の元領地で、日本最古の欧州式中等教育機関有馬のセミナリヨ」があった町は、町の歴史への関心を高めるため日本初の欧州使節団「天正遣欧少年使節団」の四人の少年使節をイメージした人型のモニメント四体を町道沿いに設置した。

「写真でつづる 熊本県 古里の百年」を発刊 田浦町

町は、二十世紀の町の歩みを記録に残そうと、町民などから集めた明治から昭和にかけての貴重な写真をまとめた「二十世紀のたのうら 写真でつづる古里の百年」を発刊し、町内全世帯に配布している。写真はすべて白黒で年代順に並べ、簡単な解説を付けている。

菜の花エコプロジェクト 鹿児島県 を推進 大崎町

町は、町衛生自治会と協力して、菜の花エコプロジェクトを推進。会員十三人が栽培した菜の花から菜種油を製造し販売している。栽培には家庭の生ごみを堆肥化した有機肥料などを使い、家庭から出た廃油は回収して代替燃料に精製していく。

カプセル Now & New

随 想

おたまじゃくしに  
魅せられて



滋賀県 高島市 網木 萬 一

元日の朝八時、郵便局の年賀状配達の出発式が、今年の初仕事となりました。

氏神様への初詣をすませて、願い寺へ年始に廻り、隣組の「日待ち」へ出かけました。日待ちは、十軒余りの隣組の自治組織の中で、まわり

持ちで行われる、年始めの年中行事のひとつです。神を祭り、鏡餅と御神酒をそなえて、組長の引きつぎ式を行い、後宴は、戸長が酒を酌み交わしながら、すきやきをつついて、親交を深め、情報交換をするというのが、古くからの習わしになっています。

夜は、テレビを独り占めして、ウインフィルのニューイヤークンサートに浸りきり、アーノンクール指揮のワルツとポルカを久方振りで、ゆっくりと最後まで楽しみました。

少年時代、京都の吉田山の近くの叔父の家に下宿させて頂いていました。洋服の仕立職人だった叔父は、七人兄弟の末っ子で、私とあまり年が離れていなかったため、私は兄の様に慕っていました。

夜遅くまで、クラシック音楽を聴きながら、仕事を精を出している叔父の傍らで、耳をそばだてて、勉強

机に向かうのが、苦学生時代の唯一の楽しみでした。毎晩、数々の名曲を聴かせていただけただけが人生の宝となり、なつかしい少年時代の、ほろ苦い思い出と共に、ビバルディの四季の中の冬の部分を初めて聴いた時の感激で身震いしたその音が、今も耳の底に、響いています。

次世代を担う青少年に、本物の音楽体験をさせてやりたい。趣味が高じて、町制五十周年記念事業に、とうとう、田舎町に本格的な音楽ホールを作ってしまった。東京のサントリーホール、カザルスホールを始め、大阪や京都の数々のホールをコンサートに出かけて廻って、足でかせいで研究を重ねたおかげで、東京や神戸から、CDの録音に来て下さる程の、音響の良いホールが出来ました。平成五年にオープンし、はや十年を迎える生涯学習施設の「アイルリッシュパーク」。メインとなる「ガリバーホール」は、五〇〇人収容の小さな音楽ホールですが、その良さが認められ、真価を發揮してきています。

今年で八回目となる、日本フルートコンクール、日本国内はもとより、海外から駆けつけるフルーティスト達は、三〇〇人余り。四月三十日のガラ・コンサートにはじまり、五月一日から六日迄、ガリバーホールは、フルートの音色一色に染まります。

当町には、江戸時代中期からの歴

史を持つ曳山祭があり、祭囃子の練習が三月から行われ、夕方になると、街のあちこちから、笛、鉦、太鼓の囃子が流れ、音楽に馴染む素養は養われていた様ですが、この様な形で発展させる事が出来たことは、嬉しい限りです。折しも、五月三日は、大溝祭の五基の宵山が提灯をつけて町中を練り歩き、四日の曳山見物をも兼ねて、音楽の祭典を楽しみに来て下さるギャラリーも増えています。

全国少年少女合唱祭を主管させていただけただけで、高島少年少女合唱団も仲間入りさせて頂いた。物おしせずに、堂々と演じきった姿を目の当たりにして、ホールを作った良かったと、胸に、込み上げるものがありました。ガリバーが縁で、アイルランドとの交流も盛んになり、チーフタンズを始め、多くの音楽家が出来ましたし、高島町民も多くの人達がアイルランドの土を踏んでいます。人口七〇〇〇人余りの小さな田舎町に、三回もアイルランドの特命全権大使にお越しいただけるという幸運にも恵まれました。

地方の時代の今、町づくりのテーマ、一歩早く、先に立って、困難な事に挑戦し、知恵と工夫で、新しいものを創りだす。努力を続けたいと思っています。次の世代を担う、青少年の健全な育成をめざして。



高島町の風景

## 政策リーダー

## 政策リーダー

## 障害者プラン進捗状況まとめ

## 内閣府

内閣府は、このほど平成十三年度末の「障害者プランの進捗状況」を発表した。

同プランの進捗状況は、平成五年度に策定された「障害者対策に関する新長期計画」の重点施策実施計画（平成八～十四年度）として、平成七年度に策定された「障害者プラン」の各項目について、十三年度末の進捗状況を取りまとめたものである。数値目標を設定した項目の進捗状況をみると、精神科デイケア施設は「一、〇〇〇カ所」の目標に対し一、〇八七カ所の実績で一〇九％、日帰り介護事業は「一、〇〇〇カ所」の目標に対し一、〇五二カ所の実績で一〇五％、知的障害者更正施設は「九万五、〇〇〇人分」の目標に対し一〇万一、〇四〇人分の実績で一〇六％と、すでに目標値を達成しているほか、グループホーム及び福祉ホームは一万八、七八八八分（同九四％）、授産施設及び福祉工場六万六、六九三人分（同九八％）、精神障害者生活訓練施設は四、九三三人分（同八二％）、短期入所生活介護事業は三、六三六八分（同八一％）、身体障害者療護施設は二万四、一九五人分（同九七％）の各項目が目標値に対し八〇％以上の整備水準にある。

その他、高速道路のサービスエリア、パーキングエリアにおけるトイレ等障害者用施設の整備が一〇〇％に達しているなど、障害者プランは、全体として概ね順調に進んでいるとしている。

平成十三年度  
都道府県決算の概況

総務省は、平成十三年度都道府県決算の概況をまとめ、公表した。

決算規模は、歳入総額が五三兆九、六二五億円と前年度比〇・八％減、歳出総額が五二兆九、二二二億円と同〇・九％減で三年連続の縮小となり、起債制限比率も一・二・三％と過去最高を更新した。

また、歳入歳出の差引額から翌年度に繰り越す財源を除いた実質収支では七五・一億円の黒字となり、また、東京都が黒字に転換したため、実質赤字は大府のみとなった。

歳入については、地方税は一七兆四、〇六三億円と同〇・三％減、地方交付税は一兆七五三億円と同六・〇％減、国庫支出金も九兆五六三億円と同〇・四％減となった一方、地方債収入は六兆五、一七一億円と同四・〇％増となっている。

歳出については、投資的経費は一三兆四八億円と同七・七％の減となったものの、義務的経費が公債費の増加などにより二兆七、三三〇億円と同・四％増となった。また、その他の経費については、補助費等、積立金が増加したことにより、一六兆一、八五四億円と同・七％増となっている。

将来に渡る実質的な財政負担については、地方債現在高の増加等により七三兆七、四三三億円と同二・〇％増となっており、標準財政規模に対する比率は二九〇・一％となっている。

## 米政策改革の具体策検討

## 専門委初会合

食糧庁は三十日、昨年末に取りまとめられた「米政策改革大綱」に基づき、新たな米の需給調整システムの具体化を検討する生産調整研究会専門委員会の初会合を開いた。

専門委員会は、生産者、市町村、都道府県、JA等の関係者で構成され、大綱では、米の生産調整について現行の面積で管理する方法を改めて生産数量で管理する方法に変更する方針などが盛り込まれているが、同委員会の検討項目は以下のとおり。生産目標数量配分の具体的手続きの方法（作付目標面積への転換方法（単収の設定方法）や豊作分の翌年の生産目標数量配分への反映方法、加工用米等の取り扱い）、実施状況の確認方法、過剰米短期融資制度（区分出荷の具体的手続きと区分出荷を促すための措置）、地方段階における第三者機関的な組織の具体的なあり方、生産目標数量の地域間調整の活発化手法、またまりのある集団的取組や需要と結びついた取組の現場における推進方策等。

会合では委員から、「農業者にとって具体的な改革の中身が理解しづらい」「市町村の事務負担を軽減してほしい」等全般にわたってわかりやすく簡素なものにして欲しい等の意見があった。

同委員会は、今後議論を重ね、三月末までに報告書をまとめる予定。